

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

古代ギリシャと古代中国の貨幣経済と経済思想

あめみや たけし
雨宮 健

Discussion Paper No. 2012-J-1

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

古代ギリシャと古代中国の貨幣経済と経済思想

あめみや たけし
雨宮 健*

要 旨

本稿は古代ギリシャと古代中国の貨幣経済と経済思想の比較を主題とする。まず当時の経済についてその概要を記し、それを背景として経済思想を比較する。古代ギリシャについては紀元前5～4世紀のアテネを、古代中国については主として戦国時代より秦、前漢の終りに至るまで(453BC-8AD)を対象とする。古代ギリシャをアテネによって代表させたのは、多くのポリスのうちアテネが他をはるかに超えて貨幣経済を発達させたということと、残存する当時の著作と出土文字資料の量においても他のポリスを凌駕するという事実による。この時期に両者において商工業と貿易が発達し貨幣経済が成熟した。大胆な仮説に基づくものではあるが、両者におけるGDP、貨幣化(monetization)の指標、所得格差を比較する。経済について言及した作家も大体この時期に輩出した。中国の個々の思想家について、ギリシャの思想家と対比しつつ、その土農工商観、およびそれと密接な関係のある、労働観および分配論について記す。続いて、土農工商観と密接な関係のある功利主義観について記す。その後、労働分業論、物価形成論、貨幣論、租税論を取り上げる。この両者において、ほぼ同時期に商工業と貨幣経済があたかも符牒を合わせた如く急速に発達したということ、また経済を論ずる思想家の理論も、いくつかの共通点と相異点を持ちつつも、両者共にかなり高度な地点に達したということは、特筆に値する。

キーワード：古代ギリシャ、古代中国、経済史、経済思想史、GDP、貨幣化

JEL classification: A12、B11、B31、N00、N20

* スタンフォード大学教授 (E-mail: amemiya@stanford.edu)

本稿は筆者が日本銀行金融研究所客員研究員の期間に行った研究をまとめたものである。金融研究所の鎮目雅人氏には研究上の様々な便宜を図って頂いたのみならず、論文執筆のいくつかの段階で多くの貴重な御意見を頂いた。ここに深甚なる謝意を表する次第である。又、駒澤大学の佐藤大樹氏には大学図書館の中国関係の貴重な図書を見せて頂いた。筆者の浅学の故にこれらを十分に利用することは出来なかったが、第一線で活躍されている考古学者の真剣さが伝わり大きな感銘を受けたことを報告して謝辞に代えたい。最後に多くの適切な御所見を下されたレフェリーに謝意を表す。本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

1. 序言

本稿は古代ギリシャと古代中国の貨幣経済と経済思想の比較を主題とする。先ず当時の経済についてその概要を記し、それを背景として経済思想を比較する。古代ギリシャについては紀元前5～4世紀のアテネを、古代中国については主として戦国時代より秦、前漢の終りに至るまで(453BC-8AD)を対象とする。この時期に両者において商工業と貿易が発達し貨幣経済が成熟した。経済について言及した作家も大体この時期に輩出した。(年表参照)古代ギリシャをアテネによって代表させたのは、多くのポリスのうちアテネが他をはるかに超えて貨幣経済を発達させたということと、残存する当時の著作と出土文字資料の量においても他のポリスを凌駕するという事実による。しかし両者を比較する際に一つの問題がある。それは中国がアテネよりもはるかに広領域を占めるという事実である。このことは以下の論考において常に念頭に置く必要がある。

アテネには狭義と広義がある。狭義のアテネはアクロポリスを中心とする都市部であり政治、商業、歓楽の中枢であった。広義のアテネは別名 Attica といわれ、南東の Laureion 銀鉱、北東の Marathon、北西の秘蹟で有名な Eleusis を含む総面積 2,500 平方キロメートルの地域で、主として農地である。アクロポリスの南西 5 キロにありアテネの外国貿易の玄関口として栄えた Peiraius 港は狭義のアテネの一部とみなすこととする。当時の著作に描かれている通り、多くの富裕層は都市部に住居を構え、しばしば遠隔の農地の管理に馬を駆って出かけたのである。以後、単にアテネという時はポリスとしての広義のアテネを指す。

これに対して戦国時代から前漢にかけての中国は、当時は揚子江以南はまだあまり発達していなかったから含めぬとして、総面積は約 7,000,000 平方キロメートルであった。これはアテネの 2,800 倍である。後で述べるように、前漢末の中国の人口は約 60,000,000 人であり紀元前 4 世紀のアテネの人口は大雑把に見積もって約 150,000 人であったから人口比は 400 倍になる。(なお、この中国とアテネの人口数には奴隷は含まれていない。後に述べるように中国における奴隷の数は多くなかったが、アテネにおいては人口の約三分の一は奴隷であった。)

『漢書』地理志によれば前漢末における長安の人口は 246,200 人であった。この数はアテネの人口に奴隷数を加えたものとほぼ匹敵する。しかし長安は独立した政治、経済組織ではないからアテネと比べる意味がない。戦国時代、経済のかなり発達していた齊あるいは三晋諸国の経済をアテネと比べることにはより大きな意味があろうが、残念ながらこれらの地域に関しては信頼できる数量データは甚だ少ない。

当時の経済状態を知るには残存する著作と出土文字資料による。しかし経済変数の数量、例えば生産量、物価等は出土文字資料の方に多く現れる。紀元前 5～4 世紀のアテネに関しては多くの石碑が発掘されているが、中国戦国時代の経済に関する出土文字資料は少ない。秦漢時代に関しては近年発掘された木簡、竹簡により当時の経済状態を有る程度知ることができる。しかしギリシャに関する出土文字資料が *Inscriptiones Graecae* を中心に集大成されているのと比べると中国古代の木簡、竹簡は、中国科学院考古研究所編輯『居延漢簡』、中国簡牘集成

編輯委員会編『中国簡牘集成』、『睡虎地秦墓竹簡』、『張家山漢簡』等等近年続々出土していて未だ一箇所に集められておらず、一般の研究者には利用し難い。又、前漢時代の経済に関しては司馬遷の『史記』、班固の『漢書』によってかなり知ることができる。従って、中国において対象となる時代区分を戦国時代より前漢の終りまでとした。

以上、古代中国と古代アテネの比較に関する問題点を挙げたが、この両者において、ほぼ同時期に商工業と貨幣経済があたかも符牒を合わせた如く急速に発達したということ、また経済を論ずる思想家の理論も、いくつかの共通点と相異点を持ちつつも、両者共にかなり高度な地点に達したということは、特筆に価すると思う。本稿はこの驚きを動機として書かれたものである。では本稿の意義は何であろうか。歴史研究は常にそれ自体に意味があるのであるが、二千年の昔から二つの互いにはるかに離れた地域で、人々がいかに生産性を高め、同時に異なった生産に従事する者たちの間、貧富の間、治者と被治者の間、の均衡を保つかという永遠の問題に対処したかということ考察することは感慨をもたらすものである。

2. 経済

以下、古代中国とアテネの経済を構成する重要な項目について記す。アテネよりも中国経済の描写により多くのスペースを割いている。アテネ経済の詳細については Amemiya [2007] を参照してもらいたい。最後に経済状態の重要な指針である GDP の試算を行う。

(1) 農業

戦国時代に鉄製農具と牛耕により農業生産性が高まり、農民は氏族的共同体関係を離れ家族単位の土地所有を実現し、当時五口の家とよばれた小農民層が出現した。同時に手工業も独立した(影山[1984]4頁)。「管子」軽重乙に「一農の事、必ず一耜<すき>一鋤<すき>一鎌一耨<くわ>一椎<つち>一鉦<いねかりかま>ありて、然る後に農たるを成す」とあるように、彼等の用いた農具は小型の手労働農具である(佐原[2002]358頁)。

武帝末年から昭帝初年以降の代田法により生産性が増し、畝当たりの一年間の穀物収穫は240歩1畝制でおおむね3石位になったという。前漢末期においては1戸(五人)当たりの墾田面積は約70畝であり、所有面積は100畝(1頃)であったと考えられる。前漢前期については墾田面積約50畝、所有面積100畝とみなすべきである(山田[1993]89-90頁)。農業生産性については更に後のGDPの項で述べる。

中国における穀物は粟(アワ)、黍、稲、麦、豆、麻、稷、粱を含む(篠田[1978]8頁)。このうちどれが主要な役割を果たしたかは地方によって異なるが、最も古くから栽培された代表的な穀物はアワであった(篠田[1978]9頁)。この為、時に穀の代わりに粟の字を使うことがあるが、その場合はゾクと読む。

農家は当然穀物以外のもの（例えば、桑、果物）を生産する場合もあった。穀物以外のものの生産高と穀物生産高の比率については後に GDP の項で述べる。

アテネは肥沃な土地が少なく穀物消費量の半分以上を輸入に頼った。主な穀物は大麦、小麦であり、アテネでは大麦の生産の方が多かった。小麦の方が珍重されたが、多くの資料ではこの両者を分けず、大麦、小麦を総称して *sitos* と呼ぶ。穀物以外の重要な農産物はオリーブとぶどうであり、ソロンはオリーブ以外の農産物の輸出を禁じたと言われる。

(2) 食糧消費量

食糧消費量は経済学者にとっては最大の関心事であるとともに、後に GDP 推定の際必要になる故ここに論ずる。『居延漢簡¹』（永田[1989]）に現れる一ヶ月の穀物消費量は成年男子の場合、小は 1.33 石、大は 3.33 石までである。山田[1993]（128 頁）は一ヶ月平均 3 石という。成年男子以外については成人女子（15 歳以上）は 2.17 石、子供（14 歳以下 7 歳以上）は 1.67 石、6 歳以下の子供は 1.17 石という記録が『居延漢簡』に現れる。ここから山田[1993]（660 頁）は家族五人の一ヶ月の粟消費量を 10.5 石と推定する。『居延漢簡』に現れる塩の一ヶ月あたりの消費量は概ね 3 升である。『管子』海王には一ヶ月成人男子 5 と 1/3 升、成人女子 3 と 1/3 升、子供 2 と 1/3 升とある。『漢書』趙充国伝には各人毎月二升九合強とある。アテネについては Amemiya[2007, pp. 75-76] を参照してもらいたい。

(3) 都市

中世ヨーロッパの例で明らかな通り、都市の発達には商業の発達に密接な関係がある。従って、市場と商工業について考察する前に都市の形態について述べる。

『戦国策』趙策三によると、戦国時代の中原地域の都市について、「今千丈の城、萬家の邑あい望むなり」（1 丈は 10 尺、当時の 1 尺は約 23.1 センチであった）とある。すなわち、一辺が 2 キロ余りの長さの城壁を持ち、一万戸もの人口を擁する大都市が互いに望見できるほどの近距離に散在していたという。『孟子』公孫丑下に「三里の城、七里の郭」（1 里は 405 メートル）とある。『墨子』雜守に「率<おほむね>萬家にして城方三里」という。江村[2000]（418-435 頁）に戦国都市遺跡表があり、実際一辺 2 キロ以上の長さの城壁を持つ遺跡は多くある。中には一辺 4 キロ以上のものもある。戦国時代、三晋地域は商業交通の要地として巨大都市が発達したが、その周辺地域では国都以外は大都市は発達しなかった（江村[2000]384 頁）。都市の城郭内には王、貴族、官吏、学者、兵士の他、商人、手工業者、農民が住んだ。城郭内にある程度の農地があり、城外

¹ 1930 年スウェーデンの考古学者ベリイマンが長安の北西甘粛省に前漢の武帝が対匈奴防衛の為に築いた城塞の遺跡から発見した約一万枚の簡牘をいう。紀元前 102 年から紀元後 98 年までのものがあり、城塞に勤務した官吏兵卒の給与、購買等を記している。1972 年の再調査により更に二万枚発見された。居延新簡と呼ばれる。

近郊の農地を耕作する農民も城内に住んでいたと考えられる（江村[2000] 346-347頁）。

三晋地域の国々では、県、すなわち都市は独自の銅兵器製造機構を持ち、県＝都市の最高統括者である令によって統括されていた（江村[2000] 387頁）。これらの国々は都市を県に編成して官僚制的に支配していたが、その独立性を認めたと上の支配であった。それ以外の諸国では、都市は中央政府に対して隷属的であった（江村[2000]390頁）。秦は天下統一後、中央集権的な郡県制による都市支配を行い、城壁を破壊し、銅兵器鑄造権を奪った。秦末に起った反乱は都市の反乱であった。漢の高祖劉邦は皇帝になった翌年に秦によって破壊された都市の城壁の修復を命じている（『漢書』高帝紀下）。しかし商人に対しては差別的な対応をしている（『史記』平準書）。この差別は恵帝、呂後の時代にゆるめられ、文帝の時代に更に自由になった。しかし市籍（次項「市場」参照）ある者は官吏になれないという制約は存続した。前漢前期の県は上位の機構である郡や国から比較的独立していた。

古典時代（紀元前五、四世紀）のギリシャには1000以上の都市国家（ポリス）が存在したといわれる。中でもアテネは最も古い歴史を持つポリスの一つである。印欧語系の言語を話す原始ギリシャ人の第一波が今のギリシャ地方に侵入したのは紀元前2000年頃といわれ、彼等は1600年頃それまでエーゲ海周辺を支配していた非印欧語系の言語を用い、クレタ島のクノッソスに最大の拠点をもつミノア文明より優位に立つミケーネ文明を確立した。ミケーネ文明の下に繁栄した小王国のうち主なものは、ミケーネ、チリュンス、ピュロス、アテネ等であった。この文明はその後400年余り続いた後、原因不明の理由（自然災害、第二波の侵入ギリシャ人であるドーリア人の侵入、その他の侵略等諸説あり）により衰退した。この間多くの小王国が消滅したり小アジアに移動したりしたがアテネだけは小王国として存続し、のちに姿を現すポリスとの連続性を保つことを得た。1200年より800年までをギリシャの暗黒時代と呼ぶ。800年頃よりギリシャ本土に再び復興の兆しが見え、スパルタ、コリントス、テーバイ等と共にアテネは復興の重要な一役を担った。その後アテネは前594年のソロンの改革、前508年のクレステネスの改革によって民主制を確立して国力を高め、5世紀初頭ペルシャ軍の撃退にギリシャ連合軍の中で中心的な役割を果たした功績によりギリシャ全体の中で覇者として自他共に認める存在に至ったのである。具体的には478年に結成されたデロス同盟（第一次アテネ海上同盟）の盟主となり参加都市から毎年貢税を受取るようになった。その後460年から429年までは有能な政治家ペリクレスの活躍したアテネの黄金時代で高度な文化が開花した。431年から404年までのペロポネソス戦争（アテネを盟主とするデロス同盟とスパルタを盟主とするペロポネソス同盟の戦い）の間二度にわたり一時期、寡頭派政権の樹立を見たが、民主制は根強く存続、戦後いち早く復興した。前377年デロス同盟よりも自制的な規約の下に第二次アテネ海上同盟を組織、再びギリシャ全土の支配的立場を取り返した。しかし前370-360年代のギリシャ本土におけるテーベの覇権と前350年代における海上同盟都市のアテネよりの離反を経て、勢力の減退を見、前338年カイロネイアの戦いでアテネ・テーベ連合軍がマケドニア王国に敗れた後、

前 322 年アテネ民主制はその幕を閉じた。前 600 年頃小規模ではあったが初めて貨幣が鑄造され、ソロンの経済改革によってアテネ経済は発展の緒に就き、5 世紀初めの Laureion における新たな大銀鉱の発見、5 世紀から 4 世紀にかけて政府が政治、司法、観劇への参加者に貨幣を支給したことも起動力となって、アテネの貨幣経済はその頂点に達した。

アテネにおいても Acropolis を中心として Agora、Kerameikos（陶器工場所在地）、Pnyx（民会議場）を含む都市の中心部の周囲に城壁があり、大土地所有者は城壁内に住み、毎日の様に城外の農地の視察を行っていた。一般農民は城外に住み、買い物や政治、司法への参加の為に城内に出かけた。しかしペロポネソス戦争が勃発すると Pericles の動議により市民全員が城内に住むことになり、城内は大混雑を来し、これが元で多くが（Pericles 自身も含めて）伝染病にかかって死亡したと言われる。それより前、460-450 年頃、アテネ中心部と Peiraeus を結ぶ道の両側に長い城壁が建造された。

(4) 市場

西周時代の市場は厳格に統制された。市は日に三回開かれ朝は商賈間の売買、昼は一般人の為、夕は販夫販婦（行商人）の為に決まっていた。入口に竹の鞭を持つ役人が居り、夫々の商品の場所も価格も決まっていた。高価なものとは別々の場所で売られた。綿と絹の質、厚さ、巾も規定された（胡 [1962]36-38 頁）。春秋時代に市は更に発展した。『春秋左氏伝』によれば文公 18 年（前 609）に魯、成公 13 年（前 572）に鄭、襄公（前 697-686）28 年に齊、昭公 12 年に晋、哀公 16 年に楚において市が存在した。商品の売買をする商人のみならず、自らの製品を販売する手工業者も居住、貴族を対象とする奢侈品が多かったが一般の日常品も売買された。『春秋左氏伝』晏氏（前 6 世紀）の言葉として、齊の国中にいくつかの市があり、多種の日常品が売られていた、とある（佐藤 [1977]48 頁）。

次の三引用文は戦国時代から前漢時にかけての市の賑わいを示す。「臣聞く、名を争ふ者は朝（朝廷）に於いてし、利を争ふ者は市に於いてす」（『史記』張儀列伝）。「君獨り夫<か>の朝<あした>に市に趣く者を見ずや。平明肩を側<そばた>て門を争ひて入る。日暮の後市朝を過ぐる者は臂<ひじ>を掉<ふ>りて顧みず」（『史記』孟嘗君列伝）。「朝の市は則ち走り、夕過ぎての市は則ち歩く、求むる所の者亡き也」（『淮南子』説林訓）。

市場は城内のみならず近郊にも設けられた。官設の倉庫の所在地のような物資の集散する所、大学の所在地のように消費者の多く集まる場所、あるいは、近郊の交通の要所に発達した（宇都宮 [1967]155 頁）。上のような市は定期市と呼ばれ常設市と区別される（佐原 [2002]291 頁）。常設市は四方を牆壁で囲まれ、市楼に官吏がいて売買を監督した（佐原 [2002]283, 294 頁）。価格は月毎に平賈（公定価格）が定められたが、どこまで守られたかは疑問である（佐原 [2002]301 頁）。長安には少なくとも九個の市があった（佐原 [2002]286 頁）。市では農民が農作物を売り日常品を買うこともあった（佐原 [2002]300 頁）。次

の文でわかるように工人は市で制作に従事することもあった。「子夏曰く、百工、肆に居て以て其の事を成す」（『論語』子張）。

『居延漢簡』にも公定相場としての平賈への言及がある。とくに官署間、官民間の取引において有効な指標であったとみられる(柿沼[2006]38頁)。一物一価の原則はあくまでも理想、特例とされていた(柿沼[2006]39頁)。黄金一斤一万銭（『史記』平準書）というのも平賈であって実際の値は種々であった。例えば、『張家山漢簡』算数書には「黄金一斤 = 5,040 銭」、『九章算術』卷六均輸には「金一斤 = 6,250 銭」、同書卷七盈不足には「金一斤 = 9,800 銭」とある(柿沼[2006]46頁)。

市中在住の市外に戸籍を有しない者については、「有市籍者」として扱われ、市籍を有して市外の一般の里に居住している者は戸籍面でも郷里制下で取り扱われた。遠距離取引に従事する商人はその本籍地に戸籍がありながら、別な土地に居住して「客民」として扱われた。『漢書』食貨志上の鼂錯の言葉に「商賈の大なるものは、積貯倍息し、小なるものは、坐列販売し」とある。これによると市に店を持って商うのは中小商人で、大商人は市に囚われずにより広い活躍の場を持ったと想像される(山田[1993]344頁)。『漢書』酷吏伝の尹賞の項に市籍がないのに商いを業とする長安の不良少年の話がある。市籍ない者も商売する者には商人と同じ税率が適用された（『史記』平準書 288 頁）。市租は市籍租ではなく、売上高への課税であった(山田[1993]19頁)。

「戦国時代から漢代にかけての市は、国家の規制の及ばない部分、さらにはそれと対立する側面が存在した。時の政治権力の捕捉しえない亡命者や犯罪者にとつての安全地帯であり、また政治権力に対して独自の勢力を有した遊侠たちの活動の場でもあった」（江村[2000]359頁）。市は公開処刑（棄市の刑）や重要な布告の掲示の場所でもあった(佐原[2002]303頁)。

アテネにおいても前 5、4 世紀の貨幣経済の発展に伴って市場 (agora) が繁栄した。農産物、工業製品等ありとあらゆる物が売られ、製品によって売られる場所が決まっていて、誰も迷うことは無かったと言われる (Xenophon, *Oeconomicus* 8.22)。小作料も常に貨幣によって支払われた (Davies[1981]p.55)。アテネの agora は 1930 年以來発掘、整備され今でもアクロポリスのふもとに当時の盛況ぶりを偲ばせている。Theophrastos の *The Characters* は agora で繰り広げられる数々の人間喜劇を描写している。市場には agoranomoi (市場監督人) がいて製品の品質を管理した。物価に関しては、穀物を除いては、中国と比べて規制は少なかった。穀物については sitophylakes (穀物監査官) が挽く前の麦、麦粉、パンの値段の間に一定の比率を設けるようにした。しかし麦 (sitos) の輸入に関しては厳しい規制があった。1. 麦小売商は 50 medimnos (1 medimnos は 51.8 リットル) 以上を貿易商から買うことはできない。これに違反すると死刑に処された。(Lysias XXII に麦小売商に対する法廷での告発弁論がのっている。輸入業者は優遇されたが、麦小売商は目の敵にされたようである。) 2. 1 medimnos につき 1 obolos (後出の「貨幣」の項参照) 以上価格に上乗せしてはいけない。3. アテネ居住者はアテネ以外の市場に麦を出荷してはいけない。4. アテネ居住者

はアテネ以外の地に麦を輸送する業者に出資してはいけない。5. 輸入業者は輸入する麦の2/3以上をアテネに運ばねばならない。

(5) 商工業

春秋時代初期から商業が発達したのは齊と鄭であった（影山[1984]2頁）。前627年鄭の商人弦高が周に取引に出た途中、鄭に侵攻する秦軍に会い機略で鄭の危機を救うという話がある（『春秋左氏伝』）。春秋時代後期になると商人や手工業者が国の動向に関与する例が現れる。前520年の周の王子朝の乱において、王子朝は王位継承権を主張して「旧官百工の職秩を喪った者」を率いて反乱を起した。百工は手工業者を指す。春秋中期以後、『左伝』の中に数多く出現する諸国の「民会²」は商工業者の勢力増大の結果である（江村[2001]49頁）。「民会」は戦国時代には衰退した。春秋時代、奢侈品としての絹織物の生産が発達した（佐藤[1977]35頁）。各国間の争いが増加し兵器工業が発達した。防御武器…甲冑、鎧、盾…の多くは皮革製であった（佐藤[1977]38頁）。戦車の製作も盛んになった（佐藤[1977]39頁）。

中国における鉄器の使用は春秋末、戦国初めに開始された。当初は銑鉄が主であったが、春秋末期の墓から出土した鉄剣は鋼剣であることが確認された（古賀[2001]217頁）。今日まで出土した鉄器のうち春秋晩期と推定されるのは帯鉤と鉄剣ぐらいであり農具や工具などの実用品は一例もない（佐藤[1977]376頁）。燕国における鉄製兵器の出現は戦国後期においてである（江村[2000]186頁）。戦国時代に入ると鉄器の種類は急に増加する。官営工場で戦具、農具、工具が製造された。戦国時代、鉄製農具の使用が一般的になった（『孟子』滕文公上171頁）。

青銅器制作は殷末から西周前半で最高峰に達するが、後一時衰退した後、春秋時代中期に中興し、それ以後、精巧で洗練され、新鮮で様々な技巧をこらした青銅器が作られるようになる。この中興は、農業奴隷の解放による農業の発展と一致し、又、工業奴隷から分化してきた商工業階層の出現の結果である（郭沫若[1933]）。春秋時代までの青銅製品は祭器が多かったが、戦国時代に入ると実用品、愛玩品が主となる。戦国時代には鉄が青銅より重要になる。鉄は春秋時代には工芸品に使われたが戦国時代には実用品に使われた（佐藤[1977]50頁）。

戦国時代に入ると、独立の手工業者が多く現れ一般民衆のための日用品が作られるようになる。特に製鉄と製塩が盛んになる（佐藤[1977]49頁）。又、絹と麻の生産が増大し市場で売買されるようになる。同時に染色工業が発達した。

『墨子』の所染篇に各種の染色の記述がある（佐藤[1977]51頁）。『韓非子』説林上篇に魯の履づくり、縞づくりの手工業者が魯から越に移住したことが出ている。彼らは自由に他国に移住できた。車工、木工、皮革工、陶工、冶金工は大体、小規模で家族労働を主とした（佐藤[1977]61頁）。白圭の扱った多くの産物の中に漆もあった（『史記』貨殖列伝）。漆は戦国初期重要な商品であった。

² 国の非常時に首都の一般市民が公けの場所に集って国策を論議する集会。

製鉄の技術は前漢中期までと前漢後期以降とで大きく変わった。前者では鑄鉄と鋼鉄が併用され、後者では製鋼技術が大発展を遂げた（佐原[2002]355頁）。前漢の鉄器生産量は年一万から一万五千トンが上限である（佐原[2002]357頁）。

『漢書』匈奴伝下によると漢の宮廷から匈奴に錦繡綺縠雜帛八千匹、絮六千斤賜ったとある。漢代における絹織物生産の急増を物語る。漢帝国はその草創期から直営の織物工場を設け宮廷の需要を満たそうとした（佐藤[1977]142頁）。又、『漢書』食貨志下に「諸均輸帛五百萬匹、民不益賦、而天下用饒。」

（また均輸法³によって諸方から集まる絹布は五百万匹の多量に上り、人民は賦税を増徴される心配もなく、世間一般に豊かな暮らしむきになった）とある。

ギリシャにおいては既に紀元前10世紀から鉄製の武器が使われた。アテネの全盛時（前5、4世紀）には製造業が大いに栄え、GDPの半分以上を占めるまでに至った（Amemiya[2007]p. 111）。国内製品の輸出は穀物の輸入を賄って余りあるものがあつた。しかし大工場があつたわけではなく、多くは富豪の敷地内に工場があり労働力の大部分は奴隷に依存した。4世紀の代表的な政治家、弁論家のDemosthenesの父親はナイフ工場とベッド工場を経営し前者に32人後者に20人の奴隷を使っていたといわれる（Demosthenes XXVII）。又、有名な銀行家のPasionは自らの経営する盾工場において60-100人の奴隷を使っていたという。アテネ近郊のKerameikosの陶器工場（今でもその遺跡を見ることができる）は有名である。ここの職人の多くも奴隷であつた。

(6) 外国貿易

『史記』大宛列伝によれば、前漢帝国の西域との交流は、武帝に西域に派遣された張騫が途中匈奴に二度捕らえられたりして十三年間の遍歴の後、前126年に帰国し西域の様子を武帝に報告したことを契機に始まった。その後、武帝は張騫を使者として烏孫に派遣し、烏孫との交流が始まった。更にその後、漢の使者は大月、大宛、大夏にも行っている。その後司馬遷が大宛国には漢の産物は有り余っていたと書くほど交易が盛んになったようである。しかし中国と西域との交易は漢以前にも存在した。武帝への報告の中で張騫の言うには、彼が大夏にいた時、邛の物産である竹の杖と蜀の物産である布を見た。どうして手に入れたかと聞くと、大夏の商人がインドで買ったものだと云つたという。『史記』西南夷列伝にも巴と蜀の商人がインド経由の西域貿易に従事したという記述がある。

後漢の光武帝の次に即位した明帝（58-75）は73年匈奴の大征伐を敢行、この時、班超が西方諸国への外交使節となり、以後、西域経営をまかされた。彼の平和的外交が功を奏し、大月氏、パルチア（今のイラン）を含む50余国と外交関係を結んだ。彼の部下の甘英はローマ帝国の領土にまで行つたと思われる。ローマ帝国と中国との交流は、この時代には直接には開かれなかつたが、主として大

³ 『漢書』食貨志下に次のようにいう。「而して桑弘羊、大司農中丞と爲り、諸の會計の事を管子、稍稍にして均輸を置き、以て貨物を通ぜしむ。」（また桑弘羊は大司農次官となり、もろもろの會計を掌り、漸次、郡国に均輸官を置き、各地の特産物を貢物として徴収せしめ、官自身がそれを産出の少ない地方に売って利潤を得、以て国庫の増収と物資の融通を図つた。）『史記』平準書にも同様の記述があり、それが原文なのだが、食貨志の訳の方が詳しいのでここに使つた。

月氏やパルチアの商人の手によって、中国の絹がローマ帝国の領土に中継ぎ貿易されていた（宮崎ほか [1971]83-85 頁）。このように中国と西方との貿易は後漢以後に盛んになったものであり、この論文の対象とする戦国時代より前漢の終りに至るまでの時代には、外国貿易の経済に占める割合は少なかった。

アテネにおいては、上にも述べた如く、穀物の輸入の必要上、外国貿易は必要欠くべからざるものであった。穀物（大麦小麦）は主として黒海の沿岸、エジプト、シシリーから輸入された。エーゲ海の航海は自然災害、海賊の襲撃があり、決して楽なものではなかったが、アテネは自然の良港 Peiraeus を持ち、多くの優秀な船舶と護衛艦を所有していたことが幸いした。その他の重要な輸出品は船舶建造に必要な木材でこれは主としてマケドニアから輸入された。この木材は銀の精錬に必要な炭の原料にもなった。ペリクレスはペロポネソス戦争開始直後の戦没者追悼演説で次のように言っている。「我々アテネ市民の多くは世界中の産物を我々の港に引き寄せるから、外国の貴重品はすべて我々にはなじみのあるものである」（Thucydides II 38）。前項にも述べた如く、これらの輸入の為に必要な輸出品は工業製品と銀であった。

(7) 貨幣

齊の刀銭と円銭には戦国時代以前のものもある（江村[2000]165 頁）。しかし西周時代まで遡る貨幣は発見されていない（江村[2000]167 頁）。戦国時代には各国で多種多様な貨幣が発行された。橋形方足布には 16 種の地名、尖足布は 40 種、方足布は 79 種の地名が認められる。これらの地名の多くは三晋諸国の地名である。（布と言っても銅製である。）その他、三晋諸国の地名を持つ貨幣には円足布、三孔布、円孔円銭、直刀銭がある。三晋諸国の都市は経済的に独立していて、国家としての独立貨幣は存在しなかった。これに対し、秦の半両銭、燕の明刀銭、齊の刀は国内全域で流通した（江村[2001]46 頁）。戦国時代各地で作られた布銭の重量はほぼ均一でこれは貿易の記しである（加藤[1991]101 頁）。三晋において空首布、平首布、円銭、刀銭の順で現れた。空首布は春秋初期出現し戦國中晩期になっても流通した。平首布は戦国時代の貨幣である。橋形方足布、方足布、尖足布は戦国後期に広く流通した（江村[2000]213-215 頁）。尖足布は趙の貨幣である（江村[2000]222 頁）。燕の刀銭、方孔円銭、布銭は春秋晩期から戦国晩期にかけて存在する（江村[2000]189 頁）。

楚では戦国時代から金貨を鑄造し、その流通範囲は中国全土に及んだ。楚の金貨は計数貨幣ではなく基本的に秤量貨幣であった（山田[2000]44 頁）。漢初から武帝時代までは金に関する記事が文献に多く見られる。これは戦国時代の楚を中心とした金貨流通を秦漢帝国が継承したからである。貨幣としての金の総量は少なくとも 200 万斤（500 トン、約 200 億銭）以上存在したと思われる。これに比べて 1997 年の公的金準備量はアメリカが 8,100 トン日本が 750 トンである（山田[2000]114 頁）。

半両銭は始皇帝の貨幣統一によって初めて出現した訳ではなく、それ以前から存在したと考えられる。しかし 秦半両銭は戦国秦の領域以外からはほとんど出

土しないから、始皇帝の貨幣統一によって半両錢の使用が全国にすぐに広まったわけではなかった（佐原[2001]400頁）。秦代の遺跡や墓葬から出土する半両錢は重いものは10グラム近くあるが、軽いものは2グラムを下回り、重さ半両（約7.8グラム）の基準を満たすものはわずかしかない（佐原[2001]401頁）。戦国末から統一期にかけての秦の財政においては錢、布帛、黄金が併用され、錢と布の間には、長さ8尺、幅2尺5寸の布=11錢という換算率が律で定められていた（『睡虎地秦簡』の金布律）。もしもこの換算率が絶対的なものであったとすれば、秦は布本位制を採用していたことになるが、これは先に「市場」の項で述べた平賈（公定価格）のようなものであり、実際の布の価格は変動したとおもわれる（柿沼[2006]42頁）。この金布律には「人民が売買に用いる錢は、美悪を雑えて用い、美錢と悪錢とを区別してはいけない」（山田[2000]68頁）とあり、このことは政府が半両錢を名目貨幣としてみなしていたことを示す。

貨幣経済の進展は高祖による「算賦」の制定、すなわち全国一律の15歳以上の男女から毎年120錢徴収する人頭税の導入によるところが大きい（『漢書』高祖本紀上、高祖四年「八月、初めて算賦を為す」）。しかし武帝以後の国家財政においても、布帛類が補助的な貨幣として使用されたと言われる（佐原[2001]416頁）。売買に用いられる布帛は幅二尺二寸、長さ四丈を一匹とするという規格があった（『漢書』食貨志上）。布帛は黄金同様、外国貿易及び賜与に用いられた。黄金は地位の高い者に賜与され、布帛は中級以下の官吏に賜与され、又、貧民にも配布された。柿沼[2008]の巻末に史記、漢書より収録した秦、前漢、王莽時代の布帛の賜与の詳細な表がある。

前漢帝国の貨幣史は試行錯誤を繰り返して複雑極まりない。先ず当初は秦の半両錢が引き続き使用された。元々「錢」とは秦の半両錢一枚を意味したようである（柿沼[2006]41頁）。出土半両錢を調べると、当初は半両=12銖（7.8グラム）の重さがあったものから次第に重さを減じ、最後には3銖のものが増えたという（山田[2000]75頁）。高祖は民間に自由に鑄造させることによって漢独自の半両錢（錢文に半兩と明記）を大量に流通せしめた。この中には3銖よりも軽く、寸法も矮小な榆莢錢と呼ばれるものも多く、戦争による生産の低下と相俟って極度なインフレーションをもたらした。この間の事情は『史記』平準書に次のように記されている。「是に於て、秦の錢は重くして用ひ難しと爲し、更に民をして錢を鑄しめ、…。而うして不軌にして利を逐ふの民、餘業を蓄積し、以て市物を稽くたくはへ、物踊り騰糶くとうてうし、米は、石ごとに萬錢に至り、馬一匹は則ち百金なり。」

前195年に高祖の跡を継いだ恵帝は高祖の自由鑄造政策を継承したが、187年に呂后が親政を始め、翌年自由鑄造を廃止し八銖「半兩」錢を発行した（『史記』卷22漢興以來將相名臣年表）。このように一挙に三倍も重い錢を発行したことはかえって混乱を招き、四年後の182年再び三銖「半兩」錢を発行した（『漢書』高后紀）。これによりインフレは益々進行し、貨幣経済の混乱に拍車がかけられた。この紛糾を解決したのが呂后の死後179年に即位した文帝である。文帝は175年に四銖「半兩」錢を発行し、再び民間の鑄造を許可した。『史記』平準書に「孝文の時に至りて、莢錢益々多くして輕し。乃ち更めて四銖錢を鑄る。

其の文は半兩と爲す。民をして縦くほしいままに自ら錢を鑄るを得しむ」とある。しかし高祖の時と異なり、厳格な国家の管轄と品質管理の下に行ったので以前のような弊害を避けることができた。「この貨幣政策は、秦以来の重量の異なるさまざまな半兩錢を駆逐し、錢質を落とさずに、かつ三銖「半兩」錢や榆莢錢によるインフレも克服でき、貨幣經濟全体を四銖「半兩」錢に短時間で切り替えることができた巧妙なものであった」（山田[2000]89頁）。

文帝の四銖「半兩」錢を十分に社会に供給する上で大きな役割を果たしたのは呉王劉濞と文帝の寵臣鄧通であった。「故に呉は諸侯なれども、山につきて錢を鑄るを以て、富、天子にひとし。其の後卒くつひに以て叛逆す。鄧通は大夫なれども、錢を鑄るを以て、財、王者に過ぐ。故に呉・鄧氏の錢、天下に布き、而うして錢を鑄るの禁、生ず」（『史記』平準書）。平準書にいうように、前157年に即位した次の皇帝景帝は呉楚七国の乱を平定後の前144年に再び銅錢の私鑄を禁じ銅山は中央に回収され銅官の管理の下に置かれた。以後、武帝時代にかけて銅錢鑄造の国家管理が強化された。

景帝の次の皇帝武帝が即位した前141年には通貨の安定と共に經濟も發展して「都鄙の廩庾くりんゆ皆滿ち、而うして府庫は貨財を餘し、京師の錢は、巨萬を累ね、貫朽ちて校くかぞふ可からず」（『史記』平準書）と言われるまでになった。しかし武帝の匈奴攻撃と陵墓建造の費用が嵩み国庫の財政は急速に悪化した。そこで武帝は即位の翌年、建元元年（前140年）外郭がついた三銖錢を発行した。この三銖錢は従来の三銖「半兩」錢と異なり、錢文も三銖であった。しかし一枚一錢という点は従来と異ならない。この三銖錢は輕錢故盜鑄が横行しインフレをもたらした。その為、前136年にこれを廃止し、新たに文、景帝時代と同様の四銖「半兩」錢を再び発行した。しかし外郭をつけたので有郭四銖「半兩」錢と呼ばれる。その後長引く匈奴戦争の影響で財政状況は緊迫し、その改善策として元狩四年（前119年）「皮幣」と「白金」が発行された（『史記』平準書）。皮幣とは、禁苑の白鹿の皮一尺四方に縁取りをして、諸侯王に40万錢で買わせたものである。白金は帝室所有の銀に錫を混ぜて作った、三千錢、五百錢、三百錢の価値を持つ三種類の重さの銀貨である。しかしこれらは一時的に国庫財政を潤す効果があったにせよ、恒久的な解決策にならないことは明らかである。そこで新たに翌前118年、郡国五銖錢（地方の郡と王国に発行させた五銖錢）を発行した。その際それまで行われていた有郭四銖「半兩」錢は無効とした。それは錢文が異なるからである。たとえ一枚一錢とは言え錢文の異なる二種の錢貨を同時に通用させるのには抵抗があったものと見える。それでもなお財政は改善されなかったので前116年赤側五銖錢（外郭が赤い五銖錢）を発行し郡国五銖錢の五倍の名目価値を持つものと規定した。これは一枚一錢という不文律を初めて破る通貨である。しかしこの赤側五銖錢も二年後に廃された。「其の後二歳、赤側錢賤し。民法を巧みにして之を用ひ、便ならず。又廢す」（『史記』平準書）。赤側五銖錢の確実な実物は現存しない（佐原[2001]411頁）。

郡国五銖錢は品質の悪いものが多かった為、前113年にその鑄造が禁止され、以後、中央の上林三官（均輸、弁銅、鐘官）の鑄造する五銖錢のみが発行された（『史記』平準書）。これを上林五銖錢という。満城漢墓（中山靖王劉勝夫妻の

墓) から多数の五銖銭が出土した。一号墓に葬られた劉勝の没年は前 113 年、二号墓に葬られた夫人の没年は前 104 年であるから、一号墓から出土した 2316 枚、二号墓から出土した 1890 枚の五銖銭は鑄造開始直後の様相をとどめている。一号墓の場合、平均重量は 4.0 グラム、標準偏差は 0.5、二号墓の場合、平均重量は 3.7 グラム、標準偏差は 0.5 であった。前漢代の度量衡において、重さ一斤が 16 両で約 250 グラム、一両が 24 銖にあたるから、五銖銭の表記上の重さは約 3.3 グラムになる。従って、出土した五銖銭の平均は表記よりも重かったことになる(佐原[2001]395-396 頁)。

次に前漢帝国の銭貨が名目貨幣であったか実質貨幣(秤量貨幣ともいう)であったかという重要な問題を考察する。先に秦は布本位制を採用していたわけではなく、秦の金布律から政府が半両銭を名目貨幣としてみなしていたことがわかれると述べた。漢政府もその銭貨を名目貨幣としてみなしていたと信すべき理由がある。先ず明確にすべきことは、一時学者の間で漢に「黄金一斤 = 一万銭」という規定があると信じられていたが、これは柿沼[2006]において甚だ説得力のある議論によって否定されている。以下この柿沼論に基づいて議論を進める。もしも仮に「黄金一斤 = 一万銭」という規定があったとすれば、漢は金本位制を採用していたことになり、漢の銭貨は実質貨幣となる。『張家山二四七号漢墓竹簡』二年律令銭律に次の四つの基準を満たす銭を行銭(流通を公認された銭)と認めるという記述がある。(1) 銭の直径が十分の八寸以上であること、(2) 銭文を読み取ることができること(3) 大きな損傷がないこと(4) 鉛銭ではないこと

(柿沼[2006]47 頁)。これらは明らかに漢政府がその銭貨を名目貨幣としてみなしていたことの証拠になる。しかし一般人民がどうみなしていたかは別問題である。『漢書』食貨志下の賈誼(文帝に仕えた)の言として曰く、「又民の銭を用ゆること、郡縣同じからず。或いは輕銭を用いて、百に若干を加え、或いは重銭を用いて、平稱して受けず。」(又、民間における銭の使用法が、郡県によって違っております。法銭の重さは四銖でございますから、輕銭(莢銭即ち三銖銭)百枚を使用する場合には、若干枚の不足分を足しますが、重銭(秦銭。重さ半両即ち十二銖)百枚で支払いましても、余分を計量してはくれません。)これは政府の思惑とは別に人民は銭貨を秤量貨幣とみなす傾向があったことを示している。もとより政府はこの事実を見逃すわけにはいかない。前漢帝国が銭を度々改鑄した理由は銭の実勢価値がその実質重量に絶えず左右される傾向があったからである。その結果、前漢帝国は銭文を銭の実質重量に近づけねばならなくなり、最後の五銖銭の重量を表記あるいはそれ以上にする努力を図ったのである(柿沼[2006]50 頁)。柿沼([2006]51 頁)は五銖銭は「官民間の相互関係の中で生み出された均衡点」であると言う。

元狩五年(前 118)から前漢末まで五銖銭は 280 億銭鑄造された。その他、白金約 10 億銭、皮幣約 9,000 万銭、赤側五銖銭は二年間で 80 億銭鑄造された。この 280 億銭という貨幣量は当時の貨幣経済を支持出来たであろうか。李悝の説のように農民が収穫の三割を売却したとすると、83,000 万畝×3 石×3÷10×100 銭=747 億銭となる。これに、この食糧を購入する側の生産として、山林、漁業、手工業などの生産が加わる。従って漢代の貨幣経済の規模は、少なめに見積もっ

ても年間 1000 億銭を軽く上回る。仮に上記の五銖銭の 280 億銭が毎年流通したとしても、この経済規模を賄うためには五銖銭は一年に平均三、四回持ち主を変えねばならなくなる。このジレンマを解消するためには布帛が貨幣の役割を果たしたと仮定せねばならない(佐原[2002]540 頁)。

エーゲ海周辺における最初の貨幣鑄造は前 7 世紀 Lydia における金銀合金 (electrum) 貨の鑄造である。アテネにおいては前 6 世紀から銀製コインが作られたが、5 世紀初頭アテネの南東 30 キロの Laureion で多量の埋蔵量を持った銀山が発見されて以来、銀貨の鑄造が急速に増大した。毎年の銀の発掘量は約 100 タラント (talanton) と言われている。ドラクマ (drachma) (6,000 ドラクマが 1 タラント) 銀貨には tetradrachma (4 ドラクマ), didrachma (2 ドラクマ), drachma の三種があり、ドラクマより低い単位のオボロス (obolos) (6 オボロスが 1 ドラクマ) 銀貨には obolos と hemiobolos (半オボロス) の二種がある。更に低い単位の chalkos (三個で 1 obolos) があり、この字がギリシャ語で銅を表すことから明らかな通り銅製であった。ペリクレスが前 450 年代に dikastai (民衆法廷の裁判員) に対して貨幣の支給を始めたことにより貨幣の流通が盛んになった。更に 4 世紀に入ると、民会、評議会、劇場への出席者にも貨幣が支給されるようになって、貨幣経済は益々発達した。その間、前 449 年頃の貨幣統一令により前述のデロス同盟の諸都市内では貨幣の鑄造を禁止するよう通達した。この条例がどの程度実行されたかは疑問であるが、ある程度はアテネ銀貨の流通を広めたであろう。勿論アテネ銀貨以外のコインも使われていた。例えば、上記の Lydia の electrum や Cyzicus、Thracia、Macedonia、Siphnos の金貨などが有名である。

彭[1965](59 頁)がアテネにおいては貨幣は主として海外貿易に使われ、漢においては日常の売買に使われたと述べているのは、古典期 (あるいは盛期) アテネにおける経済の発展度を低く見る 1965 年当時の欧米学界の有力説に従っているのであるが、この種の見解については近年批判・修正の試みが様々になされている。確かに必要穀物の半分を輸入に頼ったアテネにとって海外貿易は重要であったが、国内経済も完全に貨幣に依存していたのである。

次に、上記の前漢貨幣に関する考察にならってアテネの銀貨が名目貨幣であったか実質貨幣であったかという問題を考えよう。まず現存している古代アテネ銀貨を調べて見るとその含有する銀の品質と重量は驚く程均一である。Starr[1970]に記載されている 100 個以上の tetradrachma の重量はその大半が 17 グラム強であり、オボロスに至るまで厳密に重量比率を守っている。この事実と、コインが鑄造される前アテネでは正確に計量された銀片が貨幣として用いられていた

(Kim[2001]p. 15) という事実を考慮すると、少なくとも当初はアテネ銀貨は実質貨幣 (秤量貨幣) としての性格を持っていたと言えると思う。しかし、たとえ当初はそうであったとしても、通貨は使い始めると名目貨幣としての性格を増してゆくものだと思う。ポケットに入れた (古代ギリシャ人は小銭は口に入れて運んだそうだが) オボロスの銀の含有量など誰も意識しない。ただパン屋へ行けば、これが一本のパンと交換出来るということだけ考えるのだ。このことに関連する一つの条例がある。375 年の貨幣条例である。次のように言う。「アテネの銀貨

は銀製にして正式の紋を持つものならば、これを受取る義務がある。… 検査官の保証した銀貨を受取らぬ商人はその日の商品全てを没収する (Stroud[1974])。ここで明らかなのは銀貨の価値を保証するものはその品質や重量よりも政府の権威であるということである。「初期のコインに刻印された紋は品質や重量の保証ではなく、その兌換性、即ち、政治又は社会的に保証された価値の印である。コインはその実質的価値によってのみでなく、信用によって認められるのである」 (Seaford[2004]p. 136)。実際、古典時代の多くのギリシャのポリスは銀、銅、鉛の合金からなるコインを何の支障もなく使っていたと言われる (Demosthenes XXIV)。アテネにおいても 413 年スパルタ軍が Attica の Decelea 地方を占領したため Laureion 銀山の採掘が不能となり、一時的に銀メッキを施した銅貨を通用させたことがある。これは 404 年のペロポネソス戦争の終結と共に回収された。この間の事情は Aristophanes の喜劇『女の議会』 (822) に描かれている。次にアテネの銀貨が名目貨幣であったことの言語学的論拠を挙げよう。ギリシャ語の通貨 (nomisma) という言葉は 5 世紀に初めて現れる。これは nomos (慣習) からの派生語である。

『漢書』食貨志によれば前漢王朝は前 118 年より滅亡(後 8 年)までの間 280 億枚の五銖銭を鑄造したという。これは年平均約 2 億 3 千萬枚になる。これに比して紀元前 4 世紀のアテネにおける鑄造量は年間の銀の生産高に等しいと仮定すると 600 萬ドラクマとなる。GDP / 鑄造量の比は古代中国が約 1514、アテネが約 4.4 となる。この事実はアテネの方が中国よりも貨幣経済が発達していたことの一つの傍証になると思う。勿論厳密な比較の為には、五銖銭以外の古い銭貨がどの程度残存していたか、金と布がどの程度通貨の役割を果たしていたか、通貨の使用速度はどの位であったか等も考慮する必要があるが、アテネにおいても前述のような外国のコインも使われていたし、その他の事情も同様として (other things being equal) 処理するしかない。両者における貨幣経済の発達の差異はある程度は両者の総面積の差異によるものであろう。アテネ市民は日常の売買の大部分を agora で行ったと思われるが、中国では市場から遠く物々交換に頼らねばならなかった農村があったであろうことは充分想像出来る。なお Scheidel[2009] は漢と古代ローマを比較して後者の貨幣経済がより発達していたという結論に達している。

(8) 貸借

経済学者が貨幣供給量を定義する時、通常、貨幣のみならず銀行預金をも含む。従って当然、貨幣の次には貸借を論じなければならない。

西周時代には政府が高利により貸した。この管轄省を「泉府」と称した。祭祀葬儀の為ならば無利子 (但し一般庶民は借りられぬ)、生産の為の借金の利子は払う税金の額により決まった。実質利率は 10-20%であった。西周時代に一般の高利貸がいた記録はないが、春秋時代にいたことは確かである (胡[1962]41-42 頁)。以下は戦国時代に利息付きの貸付けがあった証拠である。『孟子』滕文公上に「稱貸」という語があるが、これは政府が利息を取って民に貸すことを

意味する。『管子』問篇に次のような問いがある。「邑の貧人、債して食ふ者幾何家ぞ。」「貧士の責を大夫に受くる者は幾何人ぞ。」「人の粟米を貸して、別券（証書）有る者は幾何家ぞ。」『史記』の孟嘗君列伝には孟嘗君が食客三千人を養うための資金を得ようと貸した金の元金と利息を回収しようとする話がある。『史記』貨殖列伝に「歳ごとに萬に息二千」とあり、年利二割が当時通常の利息であったことを示す。

漢代には「農民の現金収入は一定の収穫の時期に限られる傾向があつて、当然物品の貸付を伴い、これを貰・叙除と呼んだ。『史記』貨殖列伝の邴氏は「貰貸行賈」し『漢書』貨殖伝の羅裒は郡国に「除貸」したと記録され、『居延漢簡』には衣類の貰売を示す証書の例が紹介されている」（影山[1984]46頁）。又、漢代には貰貸税があり、貸付け利息の制限があつた（山田[1993]19,430頁）。

「戦国・秦・漢期の商業において信用慣習の広範囲な発生、それを媒介する銀行業務等の成立と特にその普及を認めることは困難ではないかと思われる。『漢書』貨殖伝 に登場する羅裒の事蹟等に或はその萌芽を認めるような解釈が成り立ち得るかも知れないが、信用慣習の普及を示す約束手形等の発生は、より後代に求むべではなからうか」（影山[1984]57頁）。「信用証券の類もかなり古くから存したやうであるが、稍明に跡づけることが出来るのは唐以後である」（加藤[1940]89頁）。

アテネにおいては約束手形を含めて信用慣習は中国よりもはるかに普及していた。Cohen[1992]によると前4世紀のアテネには30の銀行が存在していたという。Demosthenes(XXXVI)は銀行を「他人の金を使い損失の可能性を賭して企業に投資する業務」と定義している。Isocrates(XVII)は遠方への旅行者が現金のかわりに銀行の約束手形を持参したという例を挙げている。銀行家の中で最も有名なのはPasionで奴隷出身ながらアテネ有数の資産家になり後に市民権を獲得した。但し、中世ヨーロッパにおけるメヂチ家のように複数の会社間の決済を銀行を通して行うということはアテネにはなかったと言われる（Cohen[1992]p.18）。

(9) 価格

様々な記録があるが、ここでは主に住宅、奴隷、穀物、塩、酒、鉄のみの物価を記す。

『居延漢簡』の候長徐宗の宅一区3,000銭、田50畝5,000銭、用牛二頭5,000銭（永田[1989]527頁）。『居延漢簡』の候長禮忠の宅一区一萬、田五頃五萬、小奴二人直三萬、大婢一人二萬、（しかし奴隷は倍算される規定あり）用馬五匹直二萬、服牛二頭六千、牛車二両直四千、輶車二乘直萬（永田[1989]524頁）。

『居延漢簡』と同時代の王褒の『僮約』の中の奴隷の値段は一万五千銭である（宇都宮[1967]125頁）。漢時の奴隷の平均価格は15,000-20,000銭であつた。『史記』には12,000銭と計算される例もある（宇都宮[1967]297頁）。

前漢代では一般的に穀 1 石 100 銭が平均的価格である（山田[1993]91 頁）。塩一石（20 リットル）約 400 銭。原価は 40 銭（山田[1993]514 頁）。酒、『居延漢簡』に一斗 10 銭と 14 銭の例あり（永田[1989]）。

鉄の価格は銅の四分の一（『史記』貨殖列伝）。貨殖列伝から類推すると鉄器の小売価格は一斤（約 250 グラム）あたり 10 銭、農具一点あたりの価格は数十銭程度となる（佐原[2002]365 頁）。

『居延漢簡』（永田[1989]）

粟 51 石 85 升？、4,335 銭

黍粟 40 石（餘 4 石？）、1,200 銭

黍粟 2 石 105 升、210 銭

黍米二斗、30 銭

大麦 1 石 115 升、110 銭

豆 3 石一、121 銭

価格表（宇都宮[1967]126 頁、勞榦、「漢簡中の河西經濟生活」、『歴史語言研究所集刊十一本』及び、平山茶次、「居延漢簡と漢代の財産税」、『立命館大學人文科學研究所紀要一號』より採択）

| 物資 | 単位 | 単価 | 単価あたり利潤 | 二十万の利潤の為の数量 |
|----|----|-------------|---------|-------------|
| 馬 | 一匹 | 4,000-5,000 | 667-917 | 218-300 |
| 牛 | 一匹 | 2,500-3,000 | 417-500 | 400-480 |
| 羊 | 一匹 | 900-1,000 | 150-167 | 1,200-1,333 |
| 奴隸 | 一人 | 10,800 | 1,800 | 111 |
| 牛車 | 一両 | 2,000 | 334 | 600 |
| 輜車 | 一乘 | 10,000 | 1,667 | 120 |

『宮崎市定全集』、「史記貨殖伝物価考証」、196-197 頁に諸物価の詳しい表あり。アテネの物価の詳細は Amemiya[2007]にある。

次に種々の物資の中国とアテネの価格の比較表を掲げる。夫々の物資につき一段目は貨幣（中国は銭、アテネはドラクマ）、二段目は平均的労働者が物資を購入するのに必要な労働時間（月）を載せる。

| | 中国 | アテネ |
|--------|-----------------|-----------------|
| 住宅 | 10,000 銭 | 3,000 ドラクマ |
| | 10 月 | 100 月 |
| 奴隸 | 15,000 | 174 |
| | 15 | 5.8 |
| 穀物 | 5 (リットルあたり) | 0.12 (リットルあたり) |
| | 0.005 (リットルあたり) | 0.004 (リットルあたり) |
| 酒又はワイン | 10 (リットルあたり) | 0.2 (リットルあたり) |
| | 0.01 (リットルあたり) | 0.007 (リットルあたり) |
| 牛 | 2,750 | 51 |
| | 2.75 | 1.7 |
| 馬 | 4,500 | 408 |
| | 4.5 | 13.6 |
| 羊 | 1,000 | 15 |
| | 1 | 0.5 |

上の表によると、住宅と馬はアテネが高く、奴隷、牛、羊は中国が高く、穀物と酒又はワインは大体同程度であることがわかる。奴隷がアテネの方が安かったのは発達した奴隷市場が存在したからだと考えられる。

(10) 給与

給与は GDP 計算に必要である故ここに取り上げる。『居延漢簡』（永田 [1989]）に現れる官吏、兵卒の一ヶ月分の俸給は最も低いもので書佐の 360 銭、最も高いもので丞の 2,400 銭であり、900、1,200 銭が最も多い。佐原 [2002]（464 頁）は侯の 6,000 銭という俸禄を示している。漢代、雇傭労働は農工商において盛んであった。報酬は一ヶ月千銭（佐藤 [1977] 289 頁）一般的な労賃は月 600 銭前後、しかし重い労役は 2,000 銭であった（山田 [1993] 544 頁）。後漢には俸禄は 7 対 3 の割合で銭と穀によって支給された。前漢においても同様と想像される（宇都宮 [1967] 214 頁）。

アテネにおける平均的労賃は 5 世紀には一日 1 ドラクマであったが、次第に増加し 4 世紀後半には 2 ドラクマまで上がったという記録もある。しかし、この論文では一日 1 ドラクマと仮定する。

(11) 財産

景帝時代、官吏登用の為の最低資産額が十万銭から四万銭に下げられた（山田 [1993] 213 頁）。最低資産額が設けられたのは官吏はそれにふさわしい車馬、衣服を自弁できる存在でなくてはならなかったからである（山田 [1993] 216 頁）。前出の『居延漢簡』の侯長禮忠の財産は十五万であった。中流人の財産は十万位であると言われる（宇都宮 [1967] 131 頁）。『史記』貨殖列伝の中の典型的な富豪の財産は百万銭である。武帝の時代、皇帝陵に奉仕する人員を確保するために陵県（陵邑という）が新設され、そこに三百万銭以上の資産家を移した（山田 [2000] 95 頁）。かなり安定した平均的農民の資産額は二万～四万であった。

（山田 [1993] 401 頁）財産二万に満たないもの、災害を被った郡の十万に満たないもの、には課税しないという規則があった（『漢書』平帝紀）。武帝の時、財産が五千銭に満たないものを上林苑中に移して鹿を養わせたという（山田 [1993] 210 頁）。

後に述べるように、アテネにおいては平常、所得税や財産税というものは無く、必要支出は資産家の自発的な公共奉仕（leiturgia）によって賄われた。自発的とは言っても社会的圧力が甚だ高かったため、殆ど強制的と言ってもよい。3 タラント以下資産の者はこの様な圧力から免れた。先に述べた銀行家の Pasion の資産は 75 タラントだったと言われる。その他著名の富豪の資産としては Callias の 200 タラント、Nicias の 100 タラント、Oionias の 81 タラント、Ischomachus の 70 タラントなどといわれているが確かなことはわからない。市民として政治に参加しうる余裕をもつ、ぎりぎりの資産額は 2000 ド

ラクマ位であった。これは前 322 年 Antipater がこの資産額の所有を市民の条件としたことに基づく (Jones[1957]p. 76)。

アテネの官職は軍の長官、財政長官など特別の技能を要する官職を除いては籤引きで選ばれたから、官職の最低資産額の如きものは無かった。しかし民主主義確立以前のソロンの時代には年間の穀物収穫高によって四階級が設置され、最も重要な archon と呼ばれる役職には第一と第二の階級に所属する者のみが選ばれ、騎馬兵には第二階級以上の者が、hoplites と呼ばれる重装兵には第三階級以上の者のみなることができた。民主政治確立後は archon は重要職ではなくなったが、騎馬兵と重装兵にはその装備をまかなうのに十分な財産を有する者のみになった。

中国とアテネの財産分布を比較したいところだが、その為に必要な数字は存在しない。仮に大富豪の財産と下層階級の財産の比をもって貧富の差の指標とするとし、且つその後者を中国においては下層農民の財産とみなし、アテネにおいては前 322 年の市民の最低条件の財産とみなすと、中国では $300 \div 2 = 150$ 、アテネでは $420,000 \div 2,000 = 210$ となってアテネにおける方がやや大きくなるが、ほぼ同程度の比率となる。

(12) 租税

算賦 (上の貨幣の項を見よ) 『漢書』高帝紀上の四年 (前 203) に [八月、初めて算賦を為す] とあり、この注に引く『漢儀注』に [民は、年齢 15 歳以上で 56 歳となるまで、算賦の銭を納入し、一人当たり 120 銭を一算とする。] とある (山田[1993]138 頁)。文帝代に 1/3 にしたという説もあるが確かではない (同上 199 頁)。前漢末人口 6000 万人の時の算賦収入は単純計算で 41 億余りとなる (同上 469 頁)。

口賦銭 7 歳から 14 歳、一人当たり 23 銭の人頭税 (同上 413 頁)。

田租 恵帝まで収穫高の 1/15、文帝は前 178 年に半減、更に前 168 年に全廃、景帝は前 156 年に 1/30、以後継承 (山田[1993]64-65 頁)。原則は収穫高を課税基準としたが、『塩鉄論』未通の文学の言によれば、実際には面積単位であった。

山沢の税 山林、河川、池沢、海など、耕地以外で生産される樹木、草物、魚介類、鉱物資源、塩等を対象とする。牧畜業もこれに入る (同上 420 頁)。税率は 1/10 前後と推測する (同上 425 頁)。

市井の税 (市租、市税) 市籍に登録した者、臨時的に市中で商行為をした者から徴収する。税率は通常販売利益の 10%位ではなかったかという (同上 427 頁)。

財産税は臨時的に徴収された (同上 202 頁)。

算緡令 武帝元狩 4 年 (前 119) に施行。商人などを対象に、営業資産、輜車、船に対して課税したもの。一算 120 銭で商賈は資産 2000 銭で一算。手工業は 4000 銭で一算、輜車は一算 (一般人) ないし二算 (商賈) とし、船は五丈以上は一算とした。

告緡令 武帝時代、楊可（如何なる人物か不明）の建議に基づいて施行された法令で、資産を隠して算緡令を免れた者を互いに告発させ没収財産の半分を報酬として与えた（『史記』平準書）。「田について大県で数百頃、小県で百余頃というほどの没収量であった。これを仮に一県当たり 150 頃として計算し、当時このような没収の対象となりうるような郡国は 84 郡国であるから、仮に一郡国当たり 18 県とすれば、1,512 県となり、226,800 頃という膨大な数字となる」（山田[1993]120 頁）。田と共に奴婢も没収された（西嶋[1966]117 頁）。

均輸平準⁴による収入年間 15 億銭（山田[1993]564 頁）。塩の専売による収入、年間 30 億銭。鉄の専売による収入、年間 8 億銭（同上 516 頁）。

武帝の元封元年（前 106 年）桑弘羊が治粟都尉となって塩鉄を管理することになったが、県ごとに均輸塩鉄の官を置き、商人から徴収した物資を首都に輸送し、物が安い時買い高い時売り、これにより商人の儲けを減らし物価を安定させる。これを平準という。（『史記』平準書）しかしこの政策は必ずしも完全に成功したわけではなかった。『塩鉄論』本議で文学はこの政策により政府が商人と利を競うことになり、かえって商人の貪婪を助長したと批判している。『史記』酷吏列伝の張湯の項で武帝は商人の中には官吏と通じて政府の政策をあらかじめ知り、その情報を基に大儲けをする者がいるのではないかと疑っている。

国家財政収入の詳細は山田[1993]（656-658 頁）にある。

アテネにおいては平常、所得税や財産税というものは無く、必要支出は資産家の自発的な公共奉仕（leiturgia）によって賄われた。公共奉仕には軍艦艦装費用や市の祭典の準備などが含まれる。自発的とは言っても社会的圧力が甚だ高かったため、殆ど強制的と言ってもよい。無言の圧力もあったが、より具体的に antidosis という制度がある。これは公共奉仕を課された者（A）が、それを不服として、自身よりも富裕だとみなす者（B）を指名し、彼に当該奉仕の負担か財産の交換か、何れを選択するかを迫る制度で、B の承服が得られない場合は裁判で決着をはかる。

（13） 奴隸

秦代から前漢代にかけては奴隸は物として扱われ、戸籍にではなく財物簿に記載され、算賦も賦課されなかった（山田[1993]200 頁）。これは唐代においても同様であった。『唐律疏議』（652 年編定）に「奴隸は既に資材に同じ。即ち合に主に由りて処分すべし」とある。しかし、「奴隸に罪ありて、其の主、官司に請はずして殺す者は杖一百。罪無くして殺す者は徒一年」ともあって、主人の権利を無制限に認めているわけではない。（西嶋[1983]122 頁）『漢書』卷 48 賈誼伝の賈誼の文帝への上疏の中に奴隸を売る場面がある。それによると奴隸に刺繍した衣服を着せ、絹の履をはかせ、闌〈おり〉の中に入れてあるという。

『説文解字』によると、「奴婢はみな古の臯〈つみ〉人なり」といわれ、奴婢は罪人の子孫であると理解されている。しかし、この理解は一面的であり、略奪、

⁴ 『史記』平準書において上記の均輸法によって物価が平常になることを平準と名づけている。

自売、債務等も奴婢の來源となっていることは明らかである（西嶋[1983]139頁）。『漢書』卷97外戚伝上に、高祖に背いて虜となった魏王豹の宮女薄姫が宮廷の織物工房の婢になったという記事がある。これは捕虜が奴婢になった例である（西嶋[1983]140頁）。漢初、巴蜀の民はひそかに西夷の奴婢や牛を密輸した（『漢書』卷95西南夷伝）。陳勝の軍が秦を攻めた時、秦の章邯は囚徒や奴産子（奴僕が主家に属して産んだ子）を放免して楚軍を撃たせた（『漢書』卷31陳勝項籍伝）。

次に奴隷売買の記録をいくつか挙げる。漢初の飢饉に際して高祖は民に子を売って家計の足しにすることを許可した（『漢書』食貨志上）。鼂錯が文帝に農民の労苦を説明して、農民の中には田地や屋敷を売り払い、果ては子や孫を売って負担を償う者もある、と言う（『漢書』食貨志上）。淮南王安は武帝に上書して、近年不作が続く、民は爵位を売り子を質に入れてようやく衣食を接いだ、と言う（『漢書』卷64上嚴助伝）。梁の人、欒布は人にさらわれ奴僕として燕に売られた（『漢書』卷37欒布伝）。高祖を補佐した陸賈は恵帝の時、右丞相陳平と太尉周勃との間を取り持った。お礼に陳平は陸賈に奴婢百人、車・馬五十乗、錢百万を贈った（『漢書』卷43陸賈伝）。楚の人季布が高祖に追われた時、周氏は季布を逃す為、頭髪を剃り、首枷をはめ、褐を着せ、広柳車（覆いのある牛車）に乗せ、家僕数十人とともに魯の朱家の所に行ってこれを売った（『漢書』卷37季布伝）。

次は官有奴婢についての記述を挙げる。武帝は匈奴討伐によって疲弊した財政を救うため、国民に募って国のために奴婢を提供する者には、一生の間力役の賦課を免除した（『史記』平準書）。元帝初年に約10万人の官有奴婢が存在し、その費用が年間5,6億錢に達した（『漢書』卷72貢禹伝）。これは年間一人当たり5,000錢から6,000錢になる。土木工事などに使役された刑徒も10万以上いたと思われる（山田[1993]545頁）。官奴婢は犯罪を犯した本人、あるいは連座した家族、親族、さらには同伍（五人組）で連座した隣人などが、その身柄を国家に没収されて奴隷身分とされた者たちである。この官奴婢の数について、前漢後期の貢禹は、「諸々の官奴婢十余万人は、ブラブラして仕事もない。良民から租税を取って彼等を養うのに、毎年五、六億錢かかる」（『漢書』卷72貢禹伝）と述べている。前漢後期には、長安の諸官府を中心に十数万の官奴婢がいたと考えられる（渡辺[2001]383頁）。『漢書』食貨志上に大農が工巧の奴に耕作器具を作らせる記述がある。「大農、工巧の奴を置きて、従事と與に田器を爲作し、…」

奴隷の総数はどの位であったであろうか。前漢全盛時、中国には数十万あるいは場合によっては百万近い奴婢がいたと思われる（Wilbur[1943]p. 72）。三十万以上、百万以下と想像する（Wilbur[1943]p. 177）。奴婢の数は不明であるが、庶民の数に比較するとはるかに少数であったと考えられる（西嶋[1983]132頁）。楊可の告緡（既出）により没収した奴婢は千人、万人をもって数えた（『史記平準書』）。

一人の侯あるいは富豪が何人の奴隷を所有していたであろうか。宣帝時、張湯の子の安世は公となり万戸の封邑を食んでいたが、身には黒い縋（あつぎぬ）を

まとい、夫人はみずから紡績し、家童七百人はいずれも手技画あって仕事をし、家の内で生産に従事した（『漢書』巻59張湯伝）。蜀の卓氏（製鉄業）の富は僮千人とある。程鄭（製鉄業）の富も同じ（『史記』貨殖列伝）。卓王孫は僮八百人（『史記』司馬相如列伝）。秦代には「不韋家僮万人」、「嫪*くらうあい」（呂不韋の家来）家僮数千人」（*は士の下に母）という記述がある（『史記』呂不韋列伝）。『吳越春秋』闔閭内伝に製鉄業者が童男童女（奴隸）三百人を使うという話がある。哀帝（7 BC - 1 AD）は私人の田園を三十頃に制限し、奴隸の数を三十人に制限する法令を通そうとしたが強い反対で実施できなかった。大規模田園には多数の奴隸が使われていたことを物語る。では一般庶民はどうか。一人の主人の所有する奴隸数は2, 3人から4人に近いこともまれではない(宮崎他[1971]72頁)。前出の『居延漢簡』の侯長禮忠は五頃の田を持つが、これだけの面積の田を耕作するには畜力を使っても最低12人位の人力を必要とする。しかし彼は奴隸を三人しか所有していなかった。と言うことは彼は小作人を雇っていたということになる(宇都宮[1967]299頁)。

漢代以降、皇帝の命令による奴婢解放の事例がしばしばある。高祖即位の年(前202)飢餓によって自売して他人の奴婢となった者をすべて免じて庶人とした。文帝は前160年、官奴婢を免じて庶人となし、元帝の時、貢禹は官奴婢10万余を免じて庶人と為すよう上奏している。後漢の光武帝は奴婢の解放を幾度も命じている。しかしこれらは奴隸制廃止を意味しなかった(西嶋[1983]141-142頁)。奴婢から皇后になった例すらある。武帝の二回目の皇后になった衛子夫の母は奴婢であった(西嶋[1983]193頁)。文帝の竇皇后の弟少君は四、五歳の頃、家が貧しかったので人に売られ、十数家を転々として苦難の生を送っていたが、ある時偶然、姉の竇皇后に見つけられ、公侯に封ぜられ、君子として尊敬された(『漢書』巻97外戚伝)。前18年蒲侯蘇夷吾の記事に、彼の婢(女奴隸)が自ら自由を買って民となったのに略奪して再び婢にもどして罰せられた事件が見える(『漢書』巻17景武昭宣元成哀功臣表)。工人として扱われていた隸臣が軍功を立てて爵を得て隸臣から解放されても一般の庶民ではなく工人として扱う(『睡虎地秦簡』秦律)。

アテネにおける奴隸について中国と異なる最も大きな点はその数である。中国においては奴隸の全人口比は大きく見積もっても2%弱だが、アテネにおいてははるかに大きな比率を占めていた。アテネの人口予測は甚だ困難であるが Amemiya[2007](p. 36)に示す八点の研究論文の人口予測の平均によれば、奴隸の全人口比は431年に0.22、4世紀半ばに0.38、322年に0.42と次第に増加傾向にあった。次に大きな違いは中国における奴隸が概ね、国家、侯、富豪等のために様々な労役に従事するものであったのに対し、アテネの奴隸はまさしくピンからキリまであり、上はPasionのように巨富を築いた者から、下はLaureionの銀山で過酷な労働に苦しんだ者がいた。奴隸の解放の可能性については、中国とアテネのどちらが高かったは、はっきりわからない。しかし一つ言えることは、Pasionのような例外もあったが、アテネにおいては解放の可能性は決して高くなかったと言える。例えば、それはローマにおいての方がはるかに高かった。アテネにおいては、一般的に解放とは一挙に市民になることではなく、いったん、

いわゆる metic (永住権を持つ外国人) と同じ地位になり、それからごく稀に Pasion のように市民権を獲得する者もあったのである。

前 5 世紀の終り 5,000 人ほどのアテネ市民は土地を所有していなかったと言われる。これらの市民は奴隷も所有していなかったであろう。しかし、その他の市民の大部分は奴隷を所有していたと思われる (Cartledge[1985]p. 32)。当時の市民数は約 50,000 であったから (これも先に引用した八点の研究論文の人口予測の平均による)、最大限に見積もると、市民の 90% が奴隷を所有したということになる (Amemiya[2007])。実際の数はこれより少ないであろう。

Aristophanes の喜劇に現れる奴隷保有数を調べると、金持ちは 5-8 人、平均的市民は 2-4 人の奴隷を所有していたという (Garlan[1988]p. 61)。なお Plato は 5 人 Aristotle は 13 人の奴隷を所有していた。有名な政治家 Nicias は Laureion 銀山で千人の奴隷を使役していたと言われるが詳細は不明である (Xenophon “Ways and Means” IV 14)。

(14) GDP

経済学者は経済の発達程度の指針として GDP (Gross Domestic Product) を用いる。この指標は大砲もバターも同質に扱うものであるから必ずしも国民の裕福度を正確に表すものではないが、今の所これに勝る指針はない。

漢代では毎年八月に全国的な人口調査が施行され、戸口把握率はかなり高いものであった (大櫛 [2001] 235 頁)。『漢書』地理志によれば平帝の時 (2AD) 漢の人口は 59,594,978 人、戸数 12,233,062、耕作地 8,270,536 頃であった。

李悝 (戦国時代、魏の人) は食貨志上において、1 畝 1.5 石の粟 (未脱穀の穀物) を得るという。しかし当時は 100 歩 1 畝制であったから、240 歩 1 畝制 (武帝の初年に施行された) に直すと畝当たり 3.6 石になる。同じ 食貨志上において、鼂錯 (文帝と恵帝に仕えた) は 1 畝 1 石と言う。新制では 1 畝 2.4 石になり、李悝の示す額よりも低い。武帝の末年、趙過が代田法を提案した。これによって、労働生産性が増大し、1 畝につき 1 石の増産が実現したという (西嶋 [1966] 99 頁)。

山田 [1993] (89 頁) は折衷案として 1 畝 2.5 石を提案している。1 畝 2.5 石とすると総生産額は $8,270,536 \times 100 \times 2.5 = 2,067,634,000$ 石となる。山田 [1993] (91 頁) によると種子は一畝七升必要である。従って種子は 57,893,752 石である。種子を差し引いた残高は 2,009,740,248 石である。

では消費量はいくらであろうか。山田 [1993] (660 頁) は家族五人の一ヶ月の穀物消費量を 10.5 石と推定している。この推定によると一人当たり一年間の消費量は 25.2 石になる。これに上記の人口をかけると 1,501,793,400 石となり生産量より少ない。上の人口には奴隷は含まれていない (西嶋 [1983] 132 頁)。かなりの数の奴隷がいたことは確かだが詳細はわからない。Wilbur [1943] p. 177 は三十万以上、百万以下と推測する。奴隷の穀物消費量を一人年 36 石とし、奴隷数を六十五万と推測すると奴隷全体の年間消費量は 23,400,000 石にな

る。これを上記の数に足すと 1,525,193,400 となる。これも生産量より少ないが飢饉のための貯えとみなすことが出来よう。

前漢代では一般的に穀 1 石 100 銭が平均的価格である（山田 [1993] 91 頁）。従って上記の総生産額の価格は約 2,010 億銭となる。

上は穀物のみの価格である。農民は当然その他の食料品も生産したから、その額を推定せねばならない。Cipolla [1993] p. 24 によれば産業革命以前のヨーロッパにおいて農民の穀への支出の食料全体の中に占める割合は 60%であったと言う。しかしこの額をこのまま使うのは危険であるし、かといって直接推定できるような資料は皆無である。従って大雑把な推定をせざるをえない。先ず一つ考慮すべきは次の事実である。Cipolla のいう穀はもっぱら大麦小麦であるが、中国における穀は粟（アワ）、黍、稲、麦、豆、麻、稷、梁を含む（篠田 [1978] 8 頁）。これ以外の食糧には何があるであろうか。列举すると、塩、蔬菜、肉、魚と海産物、果物、木の実、酒みそ等の醸造物である。このうち塩は国家の専売であるから農民の生産品ではない。その他の食品のいずれも『史記』貨殖列伝に言及されているから、その多くは商業ベースで生産されたものとみなしてよいと思う。そこで 80%を使うことにする。この場合、食糧生産額は 2,513 億銭となる。

宇都宮 [1967] (115 頁) に従い、上の食糧生産額の 1/10 は田租として官吏に徴収され、3/10 は商工人に売り出されると仮定する。商工人に売り出される額は 754 億銭となる。では商工人の生産額はいくらか？これは 754 億銭よりも大きくなければならない。何故ならば商工人同士の売買もあるし、租税もある。

農民の食糧支出額は $2,513 \times 0.6 = 1,508$ であり、商工人からの購買額は 754 であるから全支出における食糧の占める割合は 0.67 になる。Cipolla [1993] p. 24 によれば産業革命以前のヨーロッパにおいて人民の全支出における食糧の占める割合は 60%-80%である。期せずして中国における割合が中世ヨーロッパにおけるものに合致したことは興味深い。商工人も同じ割合と仮定すると商工人の全生産額は 1,237 億銭になる。市租は通常販売利益の 10%であった（山田 [1993] 427 頁）。1,237 億銭から租税 10%を引くと 1,113 億銭となる。商工人同士の売買は 371 億銭となる。

以上の結果農業生産は 2,068 億銭、商工業生産は 1,237 億銭になる。又、農業と商工業から夫々 1/10 の税金を受取る官吏もそれ相応のサービスを提供しているわけだから、この額も GDP に加えねばならない。さらにこれに専売の塩と鉄の生産額を加える。山田 [1993] (516 頁) は塩の生産額を 30 億銭と推定する。又、鉄の生産額を 8 億銭と推定する。以上の総計は 3,718 億銭となり、これを GDP 予測とする。これを人口で割ると per capita GDP は約 6,239 銭となる。紀元前 4 世紀のアテネの GDP は 4,430 タラントンと推定される (Amemiya [2007] p. 111)。これを奴隷を除く人口予測 175,000 で割ると約 152 ドラクマになる。6,239 銭と 152 ドラクマを如何にして比べたらよいであろうか。一つの方法は一ヶ月の労働者の報酬を比較することである。中国における一般的な労賃は月 1,000 銭前後であった（佐藤 [1977] 289 頁）。アテネでは 30 ドラクマ位であった。この比率によって換算すると 6,239 銭は約 199 ドラクマに当たる。これはアテネと近い値になる。もとより中国とアテネにおける GDP 計算は大雑把

なものである。とくに、中国においてもアテネにおいても穀物の価格の変動は激しかったから、上の計算は穀物の平均的価格に基づいているということを忘れてはならない。又、労働者の報酬によって通貨の価値を比較することにも問題がある。しかし全く独立に計算した二国の per capita GDP が比較的近い額になったということは興味深い。

3. 経済思想

さて次に、以上の経済状態を背景とした経済思想を比較して見よう。アテネと古代中国の経済思想は共通点が多いが、相違もある。先ず重要な共通点は、両文化において農業を重視する思想が強固なることである。以下、中国の個々の思想家について、ギリシャの思想家と対比しつつ、その士農工商観、およびそれと密接な関係のある、労働観および分配論について記す。続いて、士農工商観と密接な関係のある功利主義観について記す。その後、労働分業論、物価形成論、貨幣論、租税論を取り上げる。

(1) 士農工商

アテネにおいては6世紀から5世紀にかけて農業経営に拠る貴族層が次第に中小農民や商人、手工業者である中堅・下層の市民たちの勢力増大に脅威を感じ始めるという事実がある。ある意味では（勿論その理由だけではないが）この貴族層の考えを代弁して、Plato (*The Laws*) と Aristotle (*Nicomachean Ethics*) は商人の利益追求を強く非難し、Xenophon (*Oeconomicus*) も農業を励賛する。工業に関してはPlatoは熟練工 (*demiourgoi*) の価値は高く評価するものの市民はこれに従事すべきでないと言う。一方中国においても古くから農を本とし商工を末とする根強い考え（本末思想）がある。江戸時代の日本に士農工商という序列が存在したが、これは元々中国思想を受け継いだものである。西周時代には農業は重んじられ、毎春国王自ら田に出て農作業をする習わしがあった。しかし工商も決しておろそかにせず、商工蔑視の思想は、春秋、戦国の時代に商工業の発達に伴って生じたのである。

しかし中国では同時に工商を擁護しようとする思想家も出現した。これは有る意味で当然であり、むしろ商工業の発達した前5、4世紀のアテネにこれを擁護する思想家の著作が現存していないことは説明を要する。これは当時の全著作のうち現存するものは四分の一位と推測されるから、このことによってある程度説明されるかもしれない。同じく、民主主義の発達したアテネでこれを擁護する著作の少ないことにも疑問がある。しかし、この両者は同時に次の理由によって説明できるかも知れない。すなわち、中国においては一般民衆は何ら力を持っていなかったから、その境遇が余りに低下した場合には統治者もしくは思想家が彼等を援護する必要があった。しかしアテネでは全ての市民が政治と司法に参加したから自らの権利を守ることができ、思想家の弁護を必要としなかった。例えば、アテネでは少なくとも前345年、Demosthenes 法廷弁論「エウクシテオスによる

エウブリデス弾劾」が行われた時点において、何人も agora において商売をする市民を非難してはならないという法律が存在していた (Demosthenes LVII 30-31)。市民の商工業に対する考え方は 5 世紀から 4 世紀にかけて大きく変化したという。5 世紀の Aristophanes の喜劇の中で、製皮業で儲けた Cleon や Anytos、ランプ製造者の Hyperbolus、竪琴製造者の Cleophon は嘲笑の的になったが、この風潮は 4 世紀にはなくなったという。例えば、4 世紀の代表的な政治家 Demosthenes は父親の富のために嘲笑されることは無かった (Garlan[1988] p.65)。5 世紀においても、Socrates の如く時代をはるかに超越した思想家はいかなる労働も蔑むことは無かった。Xenophon は Aristarchus が自分の家に多くの親戚の女性が居候をしていて生活に苦しんでいると聞いた Socrates が、たとえ良い家に生まれた女性でも働くことは何ら恥ずべきことではないと Aristarchus を説得し、彼女らに衣類を作らせて Aristarchus も女性たちも幸せになったという話を伝えている (Memorabilia II 7)。

孔子は士農工商の比較については多くを語らなかったが、士を彼自身の教育の対象としていたことはたしかである。孔子は所得の均一化を説いた。「丘也聞、有國有家者、不患寡而患不均、不患貧而患不安」(国を治め家を治める者は、少ないことを心配しないで公平でないことを心配し、貧しいことを心配しないで安定しないことを心配する) (季氏)。

イ. 『呂氏春秋』

これは始皇帝の初期の宰相呂不韋が編集した著作で四篇に及んで農業の重要性、耕作管理収穫の具体的方法を記したものである。農業が何故重要かという点と、それは人民が農業に従事すれば統治し易くなるということであり、あくまでも統治者の立場に立って書かれている。これを同じく農業励賛の書である Xenophon の *Oeconomicus* と比べると、後者は大規模農場の経営者の見地から書かれていて、実際に田で汗を流す農民の安寧の為に書かれた書ではないという点で共通する。両者共、何時どのように畝を作り、種を蒔き、収穫するかということを詳しくのべている。

ロ. 管仲

管仲は斉の桓公を有能な財務官として補佐し、桓公 (?--643) をして中原の覇者たらしめたことで有名である。時代順に管仲を初めに置くが、管仲学派の学者は末は漢の武帝の頃まで管子の名前で著作を発表している。士農工商なる語を初めて使ったのは管仲だと言われる。これは『管子』乗馬に現れるのだが、遠藤哲夫氏の註は士農工商なる語を後人の付加とみなしている。管仲はこの四者は住居も別にし、士は軍隊に、農は田に、工は政府機関の近くに、商は市場の近くに住むべきと考えた。又、これら四民は原則として代々世襲されるべきものであるが、例外として、農民のうち特に強悍なものは士になるべきと考えた。これは管仲的四民分業定居論と言われる (胡 [1962] 62 頁)。これは Plato, *The Republic* におけ

る哲学者王、戦士、労働者の分類に似ている。しかし Plato は管仲よりも積極的に階級間の移動を認めたとされる。

士農工商という言葉は『漢書』食貨志にも現れる。「士農工商の四民業有り。學びて位に居るを士と曰い、土を闢<ひら>き穀を殖うるを農と曰い、巧を作し器を成すを工と曰い、財を通じ貨を鬻<ひさ>ぐを商と曰う。」

先に民主主義の発達したアテネでこれを擁護する著作の少ないことは疑問だと述べたが、Aristotle は *Politics* (1281B, 1286A) の中で、個人個人の知恵は小さくとも大勢の知恵は優れることがあると幾分民主主義を弁護する如き発言をしている。次の管仲の言葉はこれと全く同じ趣旨のものである。「夫れ民は、別にして之を聽けば則ち愚なるも、合して之を聽けば則ち聖なり」（『管子』君臣上）。又、思想家とは言えないが、Pericles は Thucydides の *History of the Peloponnesian War* に収録（と言っても多分に Thucydides の創作であるが）されているペロポネソス戦争開始直後の演説で民主主義賛歌を謳っている。これは同時にアテネ帝国主義の励賛でもある。

管仲は『管子』治国及び軽重丁において農業振興策を展開しているが、商工業の重要性も認識している。例えば、大匡において、技術職人や商人の中で善行のある者を裁判官に推挙するよう提案し、五輔において商人の税の軽減を提案している。同時に商人の不正は厳しく戒めた。「誠賈に非ざれば、賈に食むを得ず。」（乗馬）。又、一部の大商人の得ている利益を削減しようとした。「桓公曰く、吾、巨商の利を殺ぎて、農夫の事を益さんと欲す」（軽重乙）。当時の富裕層は封建領主、新興商人、高利貸であるが、管仲は彼等と貧農との対立の激化をおそれた。五輔において「貧富無度、則失」（貧富の差の度がすぎると節度が失われる）と言う。Plato も *The Laws* (744D) において同じことを言っている。では貧富の差の極端を如何に是正すべきか。管仲はこれを所得再分配ではなく、政府の直接の物資の売買と価格政策によって成就しようとした。（管仲の物価調整策については後に更に述べる。）Plato は各階層の所得の上限、下限を設定することによって成就しようとした (*The Laws* 744E—745A)。

管仲は労働者全般に対し同情的である。「地の財を生ずるに時有り、民の力を用ふるに倦む有り。而して人君の欲は窮り無し」（権修）。又、労働教育を重視する。「勞教定まりて國富み」（侈靡）。とは言え、根本的には管仲は民衆の為ではなく、君主の為を思っているのである。それは次の文に現れている。「民予<あた>ふれば則ち喜び、奪へば則ち怒るは、人情皆然り。先王は其の然るを知る。故に予ふるの形を見して、奪ふの理を見さず」（國蓄）。同様の見解は次の文にも現れる。「夫れ民富めば、則ち禄を以て使ふ可からざるなり。貧しければ、則ち罰を以て威す可からざるなり」（國蓄）。

管仲は外国貿易を奨励した。例えば、「厚郷四極」（「四方の隣国を手厚くもてなせ」と言う（問篇）。又、「請以令為諸侯之商賈立客舎」（どうか諸国から来る商人の為に宿舎を建てて下さい）と言う（軽重乙）。面白いことに、Xenophon は *Ways and Means* の中で貿易振興策をいくつか提示し、その中の一つは外国商人の為に宿泊施設を港に作るということであった。これに対して、

Plato はアテネにとって必要であった外国貿易すらも有害とみなし、最後の著作 *The Laws* の理想国をなるべく海から離れた所に作ろうとする。

管仲はひでりや洪水で人民が農事で生産をあげられない時は、宮殿の修築のために民を雇い賃金を与えるという雇用政策を提唱している（乗馬）。これは Pericles が Parthenon 建築のため多くのアテネの市民、奴隷を雇った動機に類似している。この様な現代的財政政策が二千年以上前に提唱されたということは驚くべきである。

ハ. 墨子

墨子は激しく儒家を弾劾した。そのため漢の武帝が儒教を国学として以来衰退し、顧みられないまま 17,18 世紀にまで及んだ。今再びその学説が注目を浴びている。

墨子は少年時、手工業労働に従事したと言われている。そのため労働の重要性を説く。例えば、「下強めて事に従へば、則ち財用足る」（下の者が仕事につとめると国の財用が豊かになる）（天志中）。墨子は儒教の重要視する禮樂、同時に奢侈、浪費、厚葬、久喪を労働生産を低下するものとして批判した（胡 [1962]136 頁）。又、次の様に労働者に同情を寄せる。「必ず飢ゑたる者をして食を得、寒えたる者をして衣を得、勞したる者をして息を得、亂れたる者をして治を得使めん」（非命下）。

墨子は士農工商の階級差別に関しても次の様な進歩的な考えを述べている。

「故に古者聖王の政を爲すや、徳を列ね賢を尚ぶ。農と工肆とに在るの人と雖も、能有れば則ち之を擧げ、高く之に爵を予へ、重く之に祿を予へ、之に任ずるに事を以てし、斷ずるに之に令を予ふ」（尚賢上）。しかしこれは墨子が徳を重んじたということでもある。墨子は孔子を批判したとはいえ、根本的な道德観においては孔子と一致している。「農と工肆とに在るの人と雖も、競勸して恵を尚ばざるは莫し。」（農業や商工業の人でもきそいはげんで徳を尊ばない者はなかった）（尚賢上）。もう一つ孔子との共通点をあげると、「其心不察其知而與其愛」（其の心に其の知を察せずして其の愛に與<くみ>す）（尚賢中）。これは孔子の次の言を思い起こさせる。「吾未見好徳如好色者也」（吾れ未だ徳を好むこと色を好むが如くする者を見ざるなり）（子罕）。

ニ. 孟子

孟子も孔子と同じように士を農工商の上に置く。「勞心者治人、勞力者治於人。治於人者食人、治人者食於人。天下之通義也」（心を勞する者は人を治めて行く者であり、力を勞する者は人から治められる者である。人に治められる者は、物を生産して、己を治めてくれる人達を養うし、人を治める者は、下の人々から養われる代わりに、政治に従事して、よくその人達を治めてゆくのである。これが天下の何処へ行っても通ずる道理である）（『孟子』滕文公上）。

農業を奨励した。「五畝之宅、樹之以桑、五十者可以衣帛矣」（民には一家に五畝の宅地を与え、ここに桑の木をうえてそれで養蚕を行えば、五十歳位の者は

絹のきものを着て暮らすことが出来よう) (梁恵王上)。更に続けて、家畜を上手に繁殖させれば七十歳で肉を不自由なく食べられるようになるという。又、滕文公上において農業の重要なことを説き、周代に行われたという井田法について説明する。

孟子は次の文で、商人が非難されるようになったのは、その飽くことなき利益の追求にあるという。「賤丈夫有り。必ず龍斷を求めて之に登り、以て左右望して市利を罔せり。人皆以て賤しと爲す。故に従つて之を征せり。商に征すること、此の賤丈夫より始まる、と」(龍斷は利益を独占すること。征は税をかけること) (公孫丑下)。

ホ. 荀子

荀子も管仲と同じく階級制度を認めた。「工匠之子、莫不繼事」(工匠の子はすべて環境上ひとりで親の業を継いで工匠となる) (儒効) という。又、人間社会にとって階級差別は必要なりという。「人の生や羣すること無き能はず、羣して分無ければ則ち争ひ、争へば則ち亂れ、亂れば則ち窮す。故に分無き者は人の大害なり、分有る者は天下の本利なり。」(人間の性質は集団生活をしないでは居れず、集団を形作ってしかも等差・分別がなければ争を起し、争えば乱れ、乱れば困窮する事となる。故に等差・分別のないのは人間にとって最大の害悪であり、等差・分別があるのは世の中にとって根本的な利益である) (富國)。

「患を救ひ禍を除くは、則ち分を明らかにし羣せしむるに若くは莫し」(富國)。

しかし「王公・士大夫の子孫と雖も、禮義にはげむこと能はざれば、則ち之を庶人に歸し、庶人の子孫と雖も、文學を積み、身行を正しくし、能く禮義にはげめば、則ち之を卿相・士大夫に歸す」(王制) と言い、階級間の移動を積極的に奨励している。同じ趣旨の発言は儒効にも現れる。これと似た発言は Plato にもある。「もし自分自身の子供として銅や鉄の混ぜ与えられた者が生まれたならば、いささかも不憫に思うことなく、その生まれつきに適した地位を与えて、これを職人や農夫たちのなかへ追いやらなければならぬ。またもし逆に職人や農夫たちから、金あるいは銀の混ぜ与えられた子供が生まれたならば、これを尊重して昇進させ、それぞれを守護者と補助者の地位につけなければならぬ」(『国家』415C、藤沢令夫訳)。

荀子は農業を奨励し工商を非難する点においてアテネの思想家と同じである。富國において役人と工商人の数を減らすべきと説く。「田野の税を軽くし、關市の征を平かにし、商賈の數を省き、力役を興すことをまれにし、農の時を奪ふこと無し。是の如くなれば則ち國富む」(平は公平)。「士大夫衆ければ則ち國貧しく、工商衆ければ則ち國貧しく」(富國)。しかし王制において中国は四海から様々な物資を輸入し、お陰で上は君子から下は一般民衆まで豊かな生活が出来ると言い、外国貿易の利を説く。この点においてはプラトンと異なる。この部分の描写は「アテネ市民は各国の珍奇な産物を我が物顔に享受する」と言うペリクレスの戦没者追悼演説 (Thucydides, *The Peloponnesian War*, 2.38) を想起させる。

「農業に努力し費用を節約すれば天も貧乏にする事は出来ず、生活が整備され行動が時宜に適すれば天も病苦に陥れる事は出来ず、人道を修めて些かも違背しなければ天も災禍を与える事は出来ない。故に大水や日照りでも飢餓に陥れる事は出来ず、厳寒酷暑でも疾病に罹らせる事は出来ず、妖怪変化でも災患に遇わせる事は出来ない。これに反して、本務の農業がすたれて収穫が減少し出費は贅沢となれば、天もこれを富ませる事は出来ない」（天論）。ここにはいくつかの見解が含まれている。（1）重農思想。（2）孔子と異なり、天は万能ではない。（3）奢侈の戒め。

荀子は食糧生産に関し楽天的であった。それ故、所得分配には余り意を用いない。「夫れ天地の萬物を生ずるや、固より餘り有りて、以て人に食ましむるに足り、麻葛繭絲鳥獸の羽毛齒革や、固より餘り有りて、以て人に衣するに足る。」（富國）。「財貨渾渾として泉源の如く、沆沆として河海の如く、暴暴として丘山の如く、時に焚燒せざれば、之を臧する所無し」（富國）。

へ. 司馬遷

司馬遷は貨殖列伝において商工業で富を得た富豪を決して非難してはいない。太史公自伝に「官位をもたない全くの平民でも、政治の害にはならず、人びとの活動をさまたげることもなくて、うまい時機を見はからい物の売買をし、それをもって富をふやす。知あるひとは、そこから得るところがあるだろう」（小川環樹ほか訳[1975]五 150 頁）と言う。しかし、ここで「政治の害にはならず、人びとの活動をさまたげることもなくて、」という条件が付いていることも注意せねばならない。又、平準書において、豪商は財を貯え貧民を使役し国家の急を助けなと言って豪商を非難している。

墨子、荀子の流れをひいて現実的である。当時の世の中を昔に引き戻さうとする感のある老荘思想を批判する。曰く、今の世の人に老子の様に生きると言っても誰も聞くまい。「それゆえすぐれた政治家は（人民の生活の）ありかたのままにしておく。それに次ぐ人は人民を教えさとする。そのまた次は何とか調整してこうとする。いちばん劣った政治家が民と利益を争うものなのだ」（小川環樹ほか訳[1975]五 151 頁）。とは言え、孟子荀卿列伝の初めに、孟子を読んで「利は誠に亂の始めなり」と嘆息している。

司馬遷は農工商夫々の利益追求と市場の作用にまかせるのが良いと言う。「それゆえ物が食べられるのは農夫の力だし、（山林の資源）を供給するのは山番の力、それらを流通させるのは商人の力である。これらの仕事は政府の命令でいついつまでに集めろと指図するというものでもない。一人一人がおのれの才能に応じ力のかぎりはたらいて、自分のほしい物を得ようと思うからのことである。だいたい、物の値がやすければ、やがてたかくなる前兆、たかければ、やがてやすくなる前兆であるが、各人が仕事にいそしみ、よろこんで働くのは、ちょうど水が低いほうへ流れるようで、昼も夜も休むときなく、よばなくてもおのずと来るし、求めなくても民は品物を出す。これは道理にかなっていて、当然そうなるべき証拠ではないか」（小川環樹ほか訳[1975]五 152 頁）。

次の文により司馬遷が漢初の自由経済を支持していることは確かである。「漢興りて海内、一と爲り、關梁を開き、山澤の禁を弛うす。是を以つて、富商大賈、天下を周流し、交易の物、通ぜざる莫く、其の欲する所を得」（貨殖列伝、加藤繁訳「1942」82頁）。

司馬遷は貨殖列伝において物の売買で富を得た子貢、白圭、塩で儲けた猗頓、製鉄によって財をなした郭縦、代々水銀の独占で利益を得た寡婦清、製鉄で富んだ卓氏、鑄造業で富んだ程鄭、製鉄業の孔氏、同じく製鉄で巨万の富を得た邴氏、奴隷に能力を発揮させて富を得た刁間、運送業で金を儲けた師史、秦漢戦争の時、米の投機で巨利を得た任氏、呉楚七国の乱の時、金貸しで大儲けした無塩氏について述べた後、次のような結論を導く。「すべて政府から領地などを与えられたのでもなく、法をまげ悪事によって富んだものではない。どれも物の理法をみぬき決断して、時勢に歩調を合わせ人より多くの利益を獲得したのであった。末業（商業）で財産をつくり、本業（農業）でそれを守り、力づくで切れ取ったものを、温和と徳義によって維持したが、世の変化にあたって、適応のしかたは節度を失わなかった。だから述べるだけのねうちがあるのだ」（小川環樹ほか訳[1975]五 173頁）。

しかしかく言う司馬遷にとっても中国史上長年培われてきた本末思想は完全には払拭されぬようである。「それゆえに農業を基礎にした富が最上で、商工業による富がこれに次ぎ、悪事でえた富は最下等である」（小川環樹ほか訳[1975]五 168頁）。

一方、似非儒者に対して次のような痛烈な言葉を投じている。「山の奥深く住む奇人のおこないはしないくせに、いつまでも貧賤で、仁義を口にするのがすきなようでは、はずかしいことである」（小川環樹ほか訳[1975]五 168頁）。

ト. 桑弘羊

桑弘羊（前 152-80）は武帝の財政官で前 120 年塩鉄専売の実務を担当し、後この功績により前 110 年大司農の次官となり均輸平準（既出）を遂行した。『塩鉄論』は主として桑弘羊と民間から選ばれた文学、賢良とが塩鉄専売の是非をめぐって前 81 年に論争したものを三十年余り後に桓寛が著したものである。

塩鉄論における桑弘羊及びその論争相手の文学の農業対商業に関する立場は微妙である。文学は儒者であるから本来、重農主義者であり、桑弘羊は商人出身の財務官僚であるから商業に好意的である筈だが、塩鉄専売の是非がからんでくると、この両者が夫々逆の立場に立つように見えることがある。すなわち、桑弘羊は塩鉄専売を擁護するのは商人を抑制して農民を助ける為だと言い、文学は塩鉄専売に反対することによって結果的に大商人を利することを見て見ぬふりをしていようである。

上に述べたように桑弘羊の本来の立場は商業擁護である。それは次の言葉に表れる。「富は術数に在って、勞身に在らず。利は勢に居るに在って、耕を力むるに在らざるなり」（『塩鉄論』通有）。次の文において、商人の弦高と百里奚、工人の公輸子と欧冶子を挙げて彼等の社会に対する貢献をたたえ、農業者と商工

業者はお互いの物資を交換することによって相互に利益を与えると言う。「弦高は牛を周に販ぎ、五穀（百里奚）は車を賃して秦に入り、公輸子は規矩をもつてし、欧冶子は鎔鑄をもつてす。百工は肆に居りて、もつてその事を致す。農商は交易して、もつて本末を利す」（『塩鉄論』通有、山田勝美訳[1967]128頁）。

しかし文学を説得する為、塩鉄専売は利益を貪る豪商を抑制する利点があると主張する。「今、民を権利に放<ほしいまま>にし塩鉄を罷めてもつて暴彊に資し、その貪心を遂げしむれば、衆邪群集し、私門党を成し、強禦は日々にもつて制られずして、并兼の徒、姦形成らん」（『塩鉄論』禁耕、山田勝美訳[1967]149-150頁）。（強禦とは暴力や権力が強くて善をふせぎとめること。并兼とは富者が貧者の土地を併合すること。）「令意もて塩鉄を総一したまひしは、独り利入のためのみにあらざるなり。将にもつて本を建て末を抑へ、朋党を離ち、淫侈を禁じ、并兼の路を絶たんとするなり」（『塩鉄論』復古、山田勝美訳[1967]160頁）。

その他の塩鉄専売の理由として桑弘羊が挙げるのは、塩鉄の専売と均輸により物資の流通を増し、国家の財源を確保し、以って辺境の軍事費を調達すること（本議）、鉄器、兵器は国家の大事な製品であるから民間が勝手に操作すべきでない（復古）ということである。

(2) 功利主義

古代中国とアテネの思想家の功利主義観について考察する。そして功利主義者でない場合はその倫理観について記す。功利主義は現代経済学の根幹をなす思想であるが、近年、経済学者の間にも功利主義批判はしばしば見られるようになった（例えば、Sen [1987]参照）。従って古代中国と古代ギリシャの思想を功利主義との対比の上から考察することは有意義である。

功利主義は *utilitarianism* の訳でこの概念を初めて論じたのは Francis Hutcheson と David Hume と言われているが、*utility* という言葉を初めて使ったのは Jeremy Bentham である。Bentham は 1789 年に出版された著作（Bentham [1970]を見よ）の中で *utility* は利益、快楽、幸福と同意義であると言っているから功利主義は快楽主義（*hedonism*）と同義語であると看做してよい。しかし肉体的快楽に限るわけではないので心理的快楽主義（*psychological hedonism*）である。Bentham の *utilitarianism* は最大多数の最大幸福という矛盾した言葉で表されるように個人の *utility* ではなく社会の *utility* を最大化することを目的とするが、このことは以下の論考においては注意を払う必要はない。要するにアテネと古代中国の思想家が義（*good*）と利（*utility*）のいずれを行動の規範にしたかということが我々の関心である。ここに利（*utility*）と利益（*profit*）の区別について述べておこう。利益は金銭的利益を指す。利は利益のみならず、名誉、地位、健康、快楽、その他すべからく人が好ましいと思うものを含む。では義は利ではないのか。功利主義にとっては義もまた利である。しかしここでは功利主義と非功利主義を対比して考えるから観念上、義と利を別個のものとして議論を進める。

孔子、孟子、荘子は利益追求を戒める点において Plato, Aristotle に近い。これに対し、管子、墨子、荀子はいずれも利益追求を人間の根本的な欲求とみなし、これを一概に非難はしなかった。管子の有名な言葉、「衣食足つて礼節を知る」はこのような考えを象徴している。この原文は「倉廩實つれば則ち禮節を知り、衣食足れば則ち榮辱を知る」（牧民）である。より直接には「夫凡人之情、見利莫能勿就、見害莫能勿避」（「凡人はすべからく利を求めて害を避ける」）（禁蔵）を見よ。これは荀子とも共通するところであるが、管仲には唯物的要素がある。これは当然、彼の利益追求是認と関連がある。唯物思想の現れた文は「故に智者は鬼神を役使し、而して愚者は之を信ず」（輕重丁）である。

イ. 孔子

先ず『論語』の中から孔子の反功利主義的箇所をいくつか挙げる。

「子曰、富與貴、是人之所欲也、不以其道得之、不處也」（富と貴い身分とはこれはだれでもほしがらるものだ。しかしそれ相当の方法（正しい勤勉や高潔な人格）で得たのでなければ、そこに安住しない）（里仁）。これは条件付き是認である。

「子曰、放於利而行、多怨」（利ばかりにもたれて行動していると、怨まれることが多い）（里仁）。

「子曰、以約失之者、鮮矣」（つつましくしていて失敗する人は、ほとんど無い）（里仁）。

「子曰、富而可求也、雖執鞭之士、吾亦爲之、如不可求、從吾所好」（富というものが追求してもよいなら、鞭をとる市場の監督でもわたしはつとめようが、もし追及すべきでないなら、わたしの好きな生活に向かおう）（述而）。

「不義而富且貴、於我如浮雲」（道ならぬことで金持ちになり身分が高くなるのは、わたくしにとっては浮き雲のようだ）（述而）。

「子曰、奢則不遜、儉則固、與其不遜也寧固」（贅沢していると尊大になり、儉約していると頑固になるが、尊大であるよりはむしろ頑固の方がよい）（述而）。

「齊景公有馬千駟、死之日、民無德而稱焉、伯夷叔齊餓于首陽之下、民到于今稱之、」（齊の景公は四頭だての馬車千台を持っていたが、死んだときには、人民はだれもおかげを受けたとほめなかった。伯夷と叔齊とは首陽山のふもとで飢え死にしたが、人民は今日までもほめている）（季氏）。

孔子の倫理学の基調をなす概念は仁と礼である。『論語』（金谷治訳注）の索引に仁は48回、礼は40回現れる。礼は社会の中で人間の守るべき規範である。礼は元々儀礼的要素が大きかったが、孔子はより本質的なことを重んじた。この精神は次の言に表れる。「葬いには万事ととのえるよりはむしろいたみ悲しむことだ」（八佾）。「礼を行いながらつつしみがなく、葬いにゆきながら悲しまないというのでは、どこを見どころにしたものか、わたしにはわからない」（八佾）。

孔子の中心思想である仁はしばしば「克己復礼」と定義される。たしかにこの言葉は『論語』顔淵に現れるが、これでは不十分である。もう一つ有名な「己れの欲せざる所は人に施すこと勿かれ」（顔淵）も同じ趣旨である。唐の韓退之は仁を博愛と説き、宋の程伊川は仁を諸徳の総合と説いている（『哲学事典』73頁）。韓退之の見解の基は「樊遲、仁を問う。子の曰わく、人を愛す」（顔淵）にあらう。孔子は礼樂をおもんじたが、仁はそれ以上に重要である。「人而不仁、如禮何、人而不仁、如樂何」（人として仁でなければ、礼があってもどうしようぞ。人として仁でなければ、樂があってもどうしようぞ）（八佾）。仁は甚だ深遠な概念である。孔子自身、「仁は則ち吾れ知らざるなり」（憲問）と言っている。しかし孔子は、「七十にして心の欲する所に従って、矩を踰えず」（爲政）と言っているから、少なくとも七十歳の時には仁を会得し実践したことは確かである。これは禅の悟りの最高の境地と言えよう。禅の悟りも又、愛をもたらすようである。トラピスト修道士で鈴木大拙と親交のあったトーマス・マー-tonは、大拙が禅で最も大事なものは愛であると言った、と伝えている（Merton[1967] p. 41）。

一般に現代の倫理学は行動中心であり古代の倫理学は人間中心であると言われるが、孔子、Plato、Aristotleの倫理学はまさしく人間中心である。善い人間を育成することが大事であり、善い行動は善い人間から自然に生まれるのである。功利主義は行動の善悪をその行動のもたらす功利の大小によって判断しようとするものであるから、まさしく行動中心である。

孟子は孔子の教えの忠実な継承者であるが孔子よりも現実的である。例えば、告子下に時と場合によっては食と色の方が禮よりも重要であると言う。

ロ. 墨子

墨子の次の言を見ると、人は墨子を功利主義者とみなすかもしれない。「所謂良寶を貴ぶ者は、其の以て利すべきが爲なり。…而して義は以て人を利す可し、故に曰く、義は天下の良寶なり」（耕柱）。更に簡潔に曰く、「義、利也」（經上）。しかしこれはPlatoが功利主義者だという議論と同じく的を射ていない。Platoにとっても墨子にとっても義は義として価値があるのであり、利によってではない。このことを理解するには次の引用が適切である。「天は義を欲し不義をにくむ」（天志上）。即ち、義を義たらしめるのは天であって利ではない。又、曰く、「然らば則ち義は果して天より出ず」（天志中）。先に「利は利益のみならず、名誉、地位、健康、快樂、その他すべからく人が好ましいと思うものを含む」と述べたが、墨子のいふ利も物質的利益のみ指すわけではない。「利、得て喜ぶ所なり」（經上）。

Platoが功利主義者でないということはGorgias及びProtagorasから明らかである。これらの作品においてPlatoは義(to dikaion)と善(to agathon)とeudaimoniaは同義であると説く。(eudaimoniaを幸福と訳すと誤解を招くのでギリシャ語をそのまま使った。あえて訳すならば「価値の有る人生」が妥当であろう。) Gorgiasの中でPlatoはペルシャ王すら彼がどのような教育を受けたかを

知らない限り eudaimon (eudaimonia の形容詞) かどうかわからないと言って快樂主義者の Polos を驚かす。Plato も義が利をもたらすことがあるということは認めるが、それは単に利が義に付随するに過ぎない (Annas [1999] p.146)。Plato は *Protagoras* (357) の中であたかも Bentham を思わせるような効用最大化の議論を展開しているが、これは Plato (文中では Socrates) 自身の思想ではなく、Protagoras の浅薄な道德観の当然の帰結としてそうなることを Protagoras に示すために提出しているのである (Gadamer[1986] p.48)。Aristotle は Plato よりは快樂に対して寛容であると言えるが Aristotle の倫理観は本質的には Plato と異なるものではない。神の觀照を最大の eudaimonia だと言った人を功利主義者とよぶわけにはいかない。ギリシャにも当然、功利主義者はいた。上に挙げた Gorgias、Protagoras、Polos もそうであろう。しかし彼等の著作は残っていないので、Plato の作品から類推するのみである。残存する断片からある程度その思想をすることができる功利主義者は Epicurus(341—270)である。しかし Epicurus は放逸よりも節制を説いた人であって、功利主義者ではあっても快樂主義者ではない。Aristotle の *Nicomachean Ethics* (Book X) に紹介されている Eudoxus(390—340)も節制を説いた功利主義者であった。

墨子の言う利は利己的利ではない。それは兼愛思想に基づく「交相利」(mutual benefit) とよぶべきものである。「夫れ人を愛する者は人必ず従ひて之を愛し、人を利する者は人必ず従ひてこれを利し、人を惡む者は人必ず従ひて之を惡み、人を害する者は人必ず従ひて之を害す」(兼愛中)。

墨子の兼愛思想は孔子の仁に通じ、イエスの愛に通じる。「若くもし天下をして兼て相愛し、人を愛すること其の身を愛するが若くごとくくなら使くしめば、猶ほ不幸の者有る乎」(兼愛上)。兼愛が行われれば戦争もなくなるという。「人の國を視ること其の國の若くんば、誰か攻めん」(同上)。「天の意に順ふとは何若。曰く、天下の人を兼愛す」(天志下)。これらはイエスの言葉「己のごとく汝の隣を愛すべし」(マタイ 19:19)、「汝の仇を愛し、汝を責むる者のために祈れ」(マタイ 5:44)、「まことに汝らに告ぐ、わが兄弟なる此等のいと小さき者の一人になしたるは、即ち我に爲したるなり」(マタイ 25:40)を思い起こさせる。

古代ギリシャの思想家の中では、唯一ソクラテスが少々これに近い発言をしている。「相手が友であろうが誰であろうが、およそ人を害するということは正しい人のすることではな(い)」(『国家』335D、藤沢令夫訳)。これは「友を助け敵を害す」が一般的道德観であった紀元前5世紀のアテネでは画期的な考えであった。(これをソクラテスの考えと言ってプラトンの考えと言わないのは『国家』第一巻においてはプラトンはソクラテスの考えを忠実に伝えると考えられているからである。)

Plato と Aristotle は隣人愛については語らなかったのであろうか。Plato の場合それは正義と節制の中に含まれているのである。Plato にとっては正義と節制なしには隣人愛も友情も不可能なのである。「天と地、神々と人々は隣人愛(koinonia)、友情(philia)、規律、節制、正義によって結び付けられている」(Gorgias 507E—508A)。Aristotle も友に対する利他的愛を信じていたようであ

る。「親愛なる人（フィロス）にとっての善を彼のために願うのでなくてはならない」（『ニコマコス倫理学』1155B31、高田三郎訳）。「自分のためにではなく他人のために良いと信ずることを願い、力の限りその達成につとめること、これが愛の定義である」（*Rhetoric II.iv*）。

ハ. 莊子

莊子は日本では有名な老莊思想の主唱者である。老子という人物はその存在が確かでないため、莊子を以てこれを代弁させる。莊子はもとより功利主義に反対であるが、むしろそれを超越する境地を理想とする。『莊子』至樂において至樂とは天地の無為に則する所にありと説く。馬蹄において自然に任せて人為を加えないのがよいと説く。

先ず次の四つの引用において莊子は孔子とほぼ同じ考えを示す。

至樂において莊子は、世の中の人々は富貴、長命、名誉、美食、美服、美女を求める。これらはいずれも人の外形に関わることで愚かなことである、と言う。

「貨財聚まりて、然る後争ふ所を覩る」（貨財が集まって富む者が出たため、はじめて人々が争うようになったのだ）（則陽）。

「不仁の人は、性命の情を決して、貴富を饜る。」（不仁の人は、自然のままの心を捨てて富貴を貪る）（駢拇）。

「小人は則ち身を以て利に殉<したが>ひ」（駢拇）。

次の三句においては、更なる超越した境地を表す。

「かの極めて平和な世の中では、人々は禽獣と一しよに住み、万物とともに暮らし、このように禽獣・万物と一しよになっている生活の中で、どうして君子・小人の区別を立てよう。人々は一様に分別の知を持たず、心が道から離れず、一様に無欲である。これを素樸という。素樸であってこそ、民の心が満足するのである」（馬蹄）。

「むかし、天下を治める者は、無欲であっても、世の人々が楽に暮らし、無為であっても、万物がよく育ち、沈黙していても、世の民が安定した」（天地）。

「財用餘有りて、其の自りて來る所を知らず、飲食取足して、其の從る所を知らず。此を徳人の容と謂ふ。」（ありあまる財物も、それがどこから来たか知らず、豊富な飲食物も、それがどこから来たのか気づきません。これを徳人の姿といいます）（天地）。徳人は經濟人の反対である。

道家（老莊）の思想を一言で表すと「天地不仁」となる。この言の注釈に次の様に言う。「仁とは孔子以来儒家が最高の徳目として掲げて来ているもので、主として他人に対する真実な愛情、思いやりの心を指すものである。老子道德經では、道というものは、そういう人間的な愛情などよりもずっと高い宇宙的理法であると考えられている」（『老子』20頁）。

しかし根本的には孔子と莊子の思想にはかなり近いものがあると言わねばならない。新釈漢文大系の解説は次のように言う。莊子の思想を一言で尽くせば「完全自由の境地を求める」ことである。これは孔子のいう「心の欲する所に従って矩を踰えず」の境地と相通するものである（『莊子』上135頁）。

道家は墨子と同じく反戦思想を唱える。「道を以て人主を佐くる者は、兵を以て天下に強くせず」（『老子』儉武）。

老荘思想に似るものは古典期のアテネにはないが、紀元前 500 年頃のイオニアの哲学者 Heraclitus の logos は老荘のいう道に似た概念である。

ニ. 荀子

荀子は孔子の教えを継いだが、いくつかの点で独自の思想体系を打ち立てた。しかし礼を重んずる点において孔子と同じである。荀子は特に仁という言葉は使わぬが、最高の人間を聖人と呼び、これはまさしく仁を会得した人である。「才智明敏で、何事にぶつかっても困窮することなく、行くとして可ならざるなき人は聖人である」（脩身）。

荀子は人には欲望のあることを認めるところから始める。これが性悪説といわれる所以である。「人の情、食は芻豢<すうかん>（芻は草食の家畜、豢は穀食の家畜）有らんことを欲し、衣は文繡有らんことを欲し、行は輿（かご）馬有らんことを欲し、又夫の餘財蓄積の富を欲するなり」（榮辱）。これに続いて、思慮のある人間は費用を節約し欲望を制御して後々まで続け得るようにする、と言う。又、次のように言う。「凡て治を語りて欲を去ることを待つ者は、以て欲を道<みちび>くこと無くして欲有るに困しむ者なり」（正名）。これは老荘思想の批判である。即ち、人間は欲求を適当に調整すべきだと説く。次の引用文も同じ趣旨である。「禮は何に起るや。曰く、人生れながらにして欲有り、欲して得ざれば、則ち求むること無き能はず。求めて度量・分界無ければ、則ち争はざること能はず。争へば則ち亂れ、亂るれば則ち窮す。先王は其の亂を惡む。故に禮義を制して以て之を分ち、以て人の欲を養ひ、人の求を給し、欲をして必ず物を窮めず、物をして必ず欲を屈さざらしめ、兩者相持して長ぜしむるなり。是れ禮の起る所以なり」（禮論）。

「欲は得可きを待たず、而して求むる者は可とする所に従ふ。欲の得可きを待たざるは、天に受くる所なればなり。求むる者の可とする所に従ふは、心に受くるところなればなり」（正名）。ここで荀子は、欲は天から来るもので、人が求めるものを決めるのは心である、と言う。これは **natural need** と **rational demand** の違いと言える。しかし、この **demand** には経済学者の場合のように所得と価格の観念は入ってこない。

ホ. 韓非子

韓非子の生涯は余り知られていない。『史記』韓非列伝によれば、韓非子は韓の位の低い公子で一時法学者として秦の始皇帝に登用されたが、その後失脚し前 230 年頃自殺させられたという。韓非子は墨子、荀子以上に徹底的な功利主義者である。墨子は兼愛によって、荀子は禮によって功利を節しようとするが、韓非子の功利主義には節するものがない。次の文は彼の真髓を現す。「故に王良の馬を愛し、越王勾踐の人を愛しは、戦ふと馳するとの爲なり。醫の善く人の傷を吮<す>ひ、人の血を含むは、骨肉の親あるに非ず、利の加はる所なればなり。故

に輿人（車造り）輿を成して、則ち人の富貴ならむことを欲し、匠人棺を成して、則ち人の夭死せむことを欲す、と。輿人仁にして匠人賊なるに非ず、人貴からずば則ち輿售<う>れず、人死せずば則ち棺買はれず、情人を憎むに非ず、利人の死するに在ればなり」（『韓非子』備内）。

この利己主義者はもとより貧民の救済などには関心は無い。「獨り以て貧窮なる者は、侈に非ずんば則ち惰なり。侈にして惰なる者は貧しく、力にして儉なる者は富む。今、上、富人に徴斂して、以て貧家に布施するは、是れ力儉より奪ひて、侈惰に與ふるなり」（顯學）。

へ. 司馬遷

韓非子と同様、全ての人が利を追求すると言う。「天下熙熙として皆利の爲に來り、天下壤壤として皆利の爲に往く」（貨殖列伝、加藤繁訳 72 頁）。『塩鉄論』毀學篇において桑弘羊は上の司馬遷の言（天下壤壤）を引いて、皆利と祿の爲に行動すると言う。儒者も名誉と名声の爲に行動すると言う。

そして芸者、貴公子、医者、官吏の例を挙げる。「医者そのほかの技芸で身を立てる人々も、精神をこらし能力のかぎりをつくすのは、報酬がほしいからである」（小川環樹ほか訳[1975]五 166 頁）。又、多くの人が如何に金を崇めるかを次の様に言う。「富が自分の十倍ある者にはへりくだり、百倍の者をおそればかり、千倍あれば、その人に使われ、万倍あれば、その僕となる」（小川環樹ほか訳[1975]五 168 頁）。

「もしかりに、民間の游侠をとりあげ、（孤高の君子）季次や原憲と、地位をくらべ実力をはかり、その時世にどんな効用をはたしたか、によって価値をきめるならば、それはまったく問題にならない（実力において、游侠の方がはるかにまさる）」（游侠列伝、小川環樹ほか訳[1975]五 104 頁）。この文はまさしく司馬遷を功利主義者となすものである。

(3) 労働分業論

労働分業論は通常アダム・スミスに始まると言われるが、実はギリシャにおいては Plato (*The Republic*, 369Bff) および Xenophon (*Cyropaedia*, VIII. ii. 5) までさかのぼることが出来、中国においては孟子及び荀子までさかのぼることが出来る。孟子の分業論は滕文公上と滕文公下にある。滕文公上において、元首が農夫と共に耕さず田租を取るのは農夫を苦しめるものだと説く陳相という者に対して、孟子は、農夫が穀物を鍛冶屋の鉄器と交換するのは鍛冶屋を苦しめることになるのかと反問する。元首も農夫に対して当然なすべき義務（統治）を果たしているのであり、その代わりに農夫から穀物を取るのだというのだ。滕文公下において孟子は、「功を通じ事を易へ、羨れるを以て足らざるを補はずんば、則ち農に餘粟有り、女に餘布有らん」（分業が行われなければ、農夫には穀物が余って布が無く、女工には布が余って穀物が無い状態になるであろう）と言う。

荀子も分業論を展開する。「農は田を分ちて耕し、賈は貨を分ちて販し、百工は事を分ちて勸み、士大夫は職を分ちて聽き、建國諸侯の君は土を分ちて守り、

三公は方を總べて議すれば、則ち天子は己を共するのみ」(注に曰く、共は拱で手をこまねいて何もしない意) (王覇)。

次の引用文は特に重要である。「故に書を好む者は衆し、而るに倉頡のみ獨り傳はる者は壹なればなり。稼を好む者は衆し、而るに后稷のみ獨り傳はる者は壹なればなり。樂を好む者は衆し、而るに夔のみ獨り傳はる者は壹なればなり。…古より今に及ぶまで、未だ嘗て兩にして能く精なる者有らざるなり」(壹は專念すること) (解蔽)。この様に専門家を例に引いて分業論の論拠とするのは荀子のみである。

プラトンとスミスの分業論の根本的相異は、プラトンが分業は様々な人間の多様な嗜好と能力の相異に由来する、即ち、農業が好きで且つ得意な人が農民になり、建築が好きで且つ得意な人が大工になる、と考えるのに対し、スミスは、人の能力の相異は分業の原因ではなく、むしろその結果であると考え。「最も大なる差異のあると思われる哲学者と街の運搬人夫との相異も、生まれつきというよりもむしろ性癖、習慣、及び教育の結果である」(Smith[1994] p.17)。これ程凡人に希望を与える言葉があろうか。性癖、習慣、教育により我々皆バッハになりゴッホになりヴィッツゲンシュタインになれるのだ。上に引用した荀子の言は、倉頡や夔が生まれつきの能力を持っていたことは自明であるから、生来の能力を持った者が自らの分野に専念すると一流になるということであり、スミスよりもプラトンに近い考えを現している。

(4) 物価形成論

管仲は物価が需要と供給によつて決まり、又、需要と供給も物価に反応するということ(いわゆる輕重理論)を理解する点において Aristotle (*Nicomachean Ethics*) 及び Xenophon (“*Ways and Means*”)に十分匹敵すると思われる。管仲の財政政策、物価調整政策は多くの箇所に分散しているが、「山國軌」の初頭の長文が最も重要である。管仲は先ず綿密な人口と生産高の調査を行い、地方の人口、穀物、衣類の生産状況を調べ、それに基づいて生産物の豊富な所からは公金を使って買い、少ない所へは支給する。この様に生産物と貨幣の相対的な量を調整することにより物価の安定を図るのである。更に総合的な国勢調査の例は問篇の初頭にある。管仲の物価調整政策は決して物価固定政策ではない。「衡は、物をして一高一下せしめて常固を得ず。」(物価を調節するという事は、物の値段がある場合には高くし、ある場合には安くすることで固定することではない)(輕重乙)。物価は市場の需要と供給によつて決まるべきであり、逆に物価が需要と供給に影響を与えるという経済学の基本原理をよく理解している。これは次の章句から類推し得る。「市は貨の準なり…市は以て治亂を知る可く、以て多寡を知る可し。而れども多寡を爲すこと能はず。」(市場は物価の標準を定めるところである…市場は、それを觀察することによつて国の治亂の状況を知ることができ、物資の多少を知ることができる。ただし、市場は物資の多少を自分から決定することはできない)(乘馬)。

Aristotle は『ニコマコス倫理学』(1133A23-25)において「かくして、大工の靴工に対するごとくに、幾足かの靴が一軒の家屋に対していることを要する」(高田三郎訳)と、甚だ曖昧なことを言っている。この曖昧さの故に後年学者の様々な解釈を生んだ。この中の一つは Thomas Aquinas 後に Karl Marx によって提唱された労働価値説である。これは Aristotle の別の著作 *Magna Moralia* に「人は労働に応じて報酬を受取るべし」(1194 A)に基づいている。しかし、注意すべきことは、Aristotle はここで市場における需要と供給による価格決定について述べているのではなく、二人が夫々持ち寄った二つの異なる商品を如何なる比率で交換すべきかについて述べているのである。この場合、二人は既に出来上がった製品を交換しようとしているのであるから、当然、供給の要素は考察の対象外であるが、需要は Aristotle の場合も重要である。ここで高田氏が需要と訳した原語は *chreia* であり「必要性」と訳した方が正確である。何故ならば、経済学者が需要と言う場合、買う人の所得によって違って来るからである。Aristotle はそもそも二つの異質の商品が同じ土俵で論じられるのは *chreia* によって両者が結び付けられるからであると言う。これは重要な哲学的発見と言わねばならない。

Xenophon は“Ways and Means”において「銅器製造人の数が多くなれば銅器の値段は下がり、その結果一部の銅器製造人は退職する。鉄器の場合も同様である。同様に、麦とワインが豊富になると値段が下落し、これらを生産することによって得られる利益も少なくなり、農民は商人や金貸し業に転向するのである」(iv 6)と言っている。

孟子は滕文公上(『孟子』191頁)において物の値段の相異はその物の品質により決まると言っている。これは物の必要性を物価の重要要素とみなした Aristotle に一步遅れるものであり、需要と供給の均衡を考えた管仲には二歩遅れると言える。

墨子は經説下において次の様に言う。「価が程合いであるか否かは、買い手がその物品を欲するか否かによってきまる。」ここに表れた考えは Aristotle に近い。

(5) 貨幣論

管仲は言う、「刀幣は溝瀆なり」(貨幣は物資を流通させる用水路の働きをする)(揆度)。これは Aristotle が『ニコマコス倫理学』(1133b)において、貨幣が交易を容易にする、と言っているのと同じ趣旨である。

次の引用文において管仲は貨幣数量仮説の先駆けとも言える認識を示している。「國幣之九在上、一在下、幣重而萬物輕。斂萬物應之以幣、幣在下、萬物皆在上、萬物重十倍。」(「国の貨幣の十分の九はお上の手にあり、十分の一が下民の手にあるということになり、当然貨幣の価値が上がり、すべての物資の価格は下落します。この時に当たって、お上が貨幣を用いて万物を買い入れれば、貨幣は下に流れ、万物はお上に独占されて、万物の価格は騰貴して十倍になります」)(山国軌)。

貨幣論で重要なのは貨幣の価値はその物自体の価値に由来するのか、あるいは国家もしくは慣習の力によって決まるのか、という点である。前者を *realist* (実

質貨幣論者)、後者を **nominalist** (名目貨幣論者) と呼ぼう。管仲は次のように言う。「故に先王、用を其の重きに託し、因りて珠玉を以て上幣と爲し、黄金を中幣と爲し、刀布を下幣と爲す。故に先王は、善く中幣を高下して、以て下上の用を制し、而して天下足る、と」(軽重乙)。又、軽重甲において黄金一斤四千錢と定めている。このことから管仲は **realist** の傾向が強いと言えると思う。

桑弘羊は **nominalist** であった。『塩鉄論』錯幣において次のように言う。「故に一に統ぶれば、民二ならざるなり。幣、上に由れば、下疑はざるなり。」鼂錯も **nominalist** であった。「夫珠玉金銀、飢不可食、寒不可衣。然而衆貴之者、以上用之故也」(元来、珠玉金銀は、飢えても食われるものではなく、凍えても着られるものではございません。それにも拘わらず、人が皆これを貴ぶのは、上に立つ方々がこれを重宝になさるからでございます)(『漢書』食貨志上)。これは金銀にすら固有の価値をみとめないものであるから極端な **nominalist** である。

Plato は **nominalist** であったと言える。次のソクラテスとアデイマントスの会話を見よ。「ではどうだろう、国そのものの内においては、市民たちはそれぞれの仕事の生産物を、どのようにしてお互いに分け合うのだろうか? まさにそのためにこそ、われわれは共同体を作って国家を建設したのだがね」「むろんそれは」と彼は言った、「売ったり買ったりすることによってです」「するとその結果として、われわれは市場をもち、また交換のためのしるし (**symbolon**) としての、貨幣をもつことになるだろう」(『国家』371B、藤沢令夫訳)。又、『法律』の中で建設する理想国マグネシアにおいては「通貨としてもっていいのは、国内では通用するが、外国では通用しないものに限られる」(742A 式部久訳)と言う。これは明らかに名目貨幣である。

これに対して Aristotle は **nominalist** と **realist** の間を揺れ動いている観がある。『ニコマコス倫理学』では「しかるに、申しあわせに基づいて、貨幣が需要をいわば代弁する位置に立っている。さればこそまたノミスマという称呼をそれは有しているのである。それは本性<フュシス>的ではなくして人為<ノモス>的であり、すなわち、これを変更することや、これを役に立たないものにするのはわれわれの自由なのだからである」(1133A30、高田三郎訳)。これは **nominalist** の立場である。これに対して *Politics* 1257A35—B1 においては次のように言う。

「そこで人々は物品の交換のために、それ自身価値があり、持ち運びが容易な物、例えば、鉄、銀、その他の金属を貨幣として使うことにしたのである。最初は貨幣の価値は大きさと目方で決められたが、その後、一々計量する不便をなくすため、貨幣の上にその価値を刻印したのである。」これは **realist** と **nominalist** の中間的勘考と言えよう。

(6) 租税論

管仲はしばしば桓公に税を軽くするよう進言している(権修、軽重甲、國蓄、大匡)。孔子も顔淵において十分の一税を提唱して二割にしたいという魯の哀公(在位 494-468)を諫めている。孟子は貿易税に反対し、山海の産物を無税とするよう説き、都市の人頭税に反対した。「關市は譏して征せず、澤梁は禁無

く」（関所や市場では、それぞれ役人をおいて、通る人々を観察し調べるだけで、通行税とか物品税などはとらず、池沼や梁<やな>で魚を取ることを禁ぜず）

（『孟子』梁恵王下）。

商人の税を軽減しようという提案に関して殆ど同じ発言が管仲にも孟子にもある。先ず、管仲曰く、「關幾而不征、市鄽而不税」（『管子』五輔）。孟子曰く、「市鄽而不税、…、關譏而不征」（『孟子』公孫丑上）。この「關幾而不征」、又は「關譏而不征」は「関所では関税や通行税を取らない」ということで問題はない。しかし「市鄽而不税」には従来二通りの解釈がある。一つは、「店舗に税をかけるだけで商品には税をかけない」と解し、一つは、「官は貨物を市場に保管貯蔵する便を与えるが、課税はしない」と解する。曾我部[1976]はこの後者の解釈を取る。これは説得力のある解釈であると思う。

墨子は彼の労働者への共感を考えると一寸意外だが、特に租税軽減論は示していない。「賢者の官に長たる也、夜に寝ね夙に興き、關市山林澤梁の利を収斂し、以て官府を實たす」（『墨子』尚賢中）。これに類似する文は 非命下 にもある。

孟子は農民に対する最善の税は十分の一税であると言う（滕文公上）。又、住宅税について次の様に言う。「廛に夫里の布無ければ、則ち天下の民、皆悦びて之が氓と爲らんことを願はん。」（住宅に対しては、一種特別の付加税の如きものは取らないならば、天下の民衆は皆悦んでそのような君の下の民となることを願って移住して来るであろう）（公孫丑上）。

道家も重税に反対する。「民の飢うるは、其の上の税を食むの多きを以てなり」（『老子』貪損）。

4. 結語

以上、古代アテネと古代中国の経済と経済思想の比較を論じた。序言で述べた如く、この両者の近似は驚くべきものがある。先ず経済について言えば、この両者において、紀元前5、4世紀頃、商工業、市場、金融を中心に経済が急速に発展した。この論文ではその事実を論証するのみで、その理由については探求しなかった。この問題については今後の検討を待たねばならない。ここでは単に予備的見解を述べるにとどめる。

先ず第一に指摘すべきことは、この時点において両者は既に長い期間高度な文化を保持してきたという事実である。中国においては既に殷時代（約1700年—約1050年）に政治、祭祀を司る強力な王朝が存在し、中国全土を支配したというわけではなかったが、黄河流域に勢力をふるった。殷は既に甲骨文字と呼ばれる文字を所有していたという事実も重要である。これはギリシャのミケーネ時代（約1600年—約1200年）線文字Bとよばれる文字が存在した時期とほぼ合致する。ミケーネはチリュンス、ピュロス、アテネとともに当時の有力な小王国であり、それぞれ王の下に、のちのポリスには見られない強い役人組織があつて、民衆を支配していた。ギリシャにおいてはこの線文字Bは暗黒時代（約1200年—約800年）に一時失われたが800年頃フェニキア文字を改良した現在のギリシャ文字に近い文字が使われ始めた。中国においては文字の連続があり、殷の甲骨

文字は西周の金文を経て、篆書、隸書と変化し、漢代にはほぼ現在の楷書に近い書体となった。殷とミケーネのもう一つの重要な共通点は共に精巧な青銅器を後世に残しているということである。ギリシャにおいては暗黒時代以降青銅器文明は鉄器文明に移行したが、中国においては青銅器の技術は西周時代（約 1050 年—771 年）、春秋時代（771 年—453 年）を通じて進歩し、春秋時代より戦国時代（453 年—221 年）にかけて鉄器の生産が始まった。暗黒時代と西周時代は大体同じ頃終わっているから、鉄器文明は、ややギリシャが早いとは言え、両者においてほぼ平行して発展したといえる。

第二に指摘すべき両者の共通点は、中国の戦国時代とアテネの古典期（510—322）は共に戦闘に従事することの多い時代であったということである。中国の戦国時代はその名の通り齊、秦、楚、燕、趙、魏、韓の七大強国が互いに覇を争った時代であり、アテネの古典期は大きなものだけを数えても、ペルシャ戦争（490—479）、ペロポネソス戦争（431—404）、コリント戦争（395—386）、マケドニアとの覇権抗争（340—322）に従事している。戦争は農民から農業に従事する時間を奪い、農地が戦闘で蹂躪される故、経済にマイナスに作用する面もあるが、武器の生産は鉄器を主とする金属鉱業や土木建築工業を促進した。

第三の共通点は起業家の出現である。司馬遷の『貨殖列伝』には戦国時代より前漢にかけて農業、牧畜、手工業、鉱業、商業および金融により巨万の富を得た二十人余りの富豪の事績を挙げている。アテネにおいても同様に、前に挙げた Demosthenes の父、Pasion, Cleon, Anytus, Hyperbolus, Cleophon, Nicias の他、Lysias 兄弟の父 Cephalus（盾の製造）、Oionias（農業）、Xenophon の *Oeconomicus* に登場する Ischomachus（農業）等々、様々な分野で財をなした富豪が存在する。

第四の共通点は、中国においてもアテネにおいてもこの時代、有能な国家財政の指導者が存在したという事実である。中国では齊の管仲、越の計然、魏の李悝、前漢の桑弘羊、アテネでは前 4 世紀の Eubulus 及び Lycurgus が有名である。

次に思想家輩出の理由は何であろうか。最も重要な理由は経済の繁栄とそれに伴う都市の発達と思われる。勿論、経済の繁栄と都市の発達は必ず優秀な思想家を育成するとは限らないが、それらは文化を醸成し思想家輩出の下地を造ると思われる。齊の宣王（前 4 世紀後半）は首都臨淄の稷下に豪華な施設を作り天下の学者を招いて優遇した。これを一つの契機として儒家、道家、墨家を含む、いわゆる諸子百家の学が発達した。又、宮崎市定氏は都市の発達はその構成員に自由市民としての自覚を促し、思想界を活発化させると言う（『宮崎市定全集』3, p. 134）。前 5, 4 世紀のアテネにおける哲学、文学（主として演劇）、美術、歴史叙述の発達も都市国家としての隆盛がもたらしたものである。特に悲劇、喜劇の発達は特筆に値する。

思想家輩出のもう一つの重要な理由は、この時代、中国においてもギリシャにおいても、自然現象および社会現象を神秘によらず理性的に説明しようとする機運が生じたという事実である。これはギリシャにおいては前 6 世紀小アジアに現れた Anaximander、Heraclitus、Anaxagorus、やや遅れて、エーゲ海北岸の都市アブデラ出身の Democritus 等の哲学者を先駆けとし、アテネの Socrates、Plato、Aristotle へと受け継がれた。Plato と Aristotle は神（theos）という語をしばしば

使うが殆ど常に単数として使っていて、哲学者の神であり、当時一般民衆の信奉した多神教の神とは異なる。中国についていうと、孔子は天に言及するとはいえ、天よりも人、死よりも生に興味を持った思想家であった。これは、例えば、次の言に表れている。「季路問事鬼神、子曰、未能事人、焉能事鬼、曰敢問死、曰未知生、焉知死」（季路が神靈に仕えることをおたずねした。先生はいわれた、「人に仕えることもできないのに、どうして神靈に仕えられよう」「恐れいりますが死のことをおたずねします」というと、「生もわからないのに、どうして死がわかろう」（先進）。荀子においては更にその傾向が強い。藤井専英氏は『荀子』（上 8-9 頁）において荀子の人性論の特徴はその努力主義、人力主義にあるという。何事も天の所為にしようとはしない。この考えの代表的な例は天論篇の初頭にある。Socrates も亦、神々に敬虔であり、時々ダイモンの声を聞いたとはいえ、人間如何に生くべきかに最大の関心を持った思想家であり、この点、孔子に通じるものがある。

この時代の一流思想家輩出の特異性は Jaspers [1953]によっても認められている。Jaspers は中国とギリシャにインド、ペルシャ、イスラエルも加え、紀元前 6 世紀より 1 世紀までの期間を Axial period（中軸時代）と呼んでその重要性を強調している。しかし Jaspers はその原因の究明よりもその歴史的意味の考察に重点を置いている。

古代中国

古代ギリシャ

771 春秋時代始まる

管仲(730頃-645)

594 Constitution of Solon

孔子(551-479)

508 Democracy of Cleisthenes

460 Thucydides(460-395)

453 戦国時代始まる

| Age of Pericles Aristophanes(445-386)

墨子(470頃-390頃) 431

Xenophon(430-354)

| Peloponnesian War Plato(427-348)

404 Aristotle(384-322)

Demosthenes(384-322)

荘子(369頃-286頃)

孟子(372頃-289頃) 322 End of Athenian Democracy

荀子(298頃-235頃)

韓非子(?-230頃)

221 秦の天下統一

202 前漢王朝始まる

司馬遷(145-86?)

8 AD 前漢王朝滅亡

参考文献

- 宇都宮清吉、『漢代社会経済史研究』、弘文堂書房、1967年
- 江村治樹、『春秋戦國秦漢時代出土文字資料の研究』、汲古書院、2000年
- 、「古代都市社会」、松村道雄ほか編『殷周秦漢時代史の基本問題』、汲古書院、2001年
- 大櫛敦弘、「国制史」、松村道雄ほか編『殷周秦漢時代史の基本問題』、汲古書院、2001年
- 柿沼陽平、「秦漢時代における物価制度と貨幣経済の構造」、『史観』、第155冊、2006年
- 、「戦国秦漢時代における布帛の流通と生産」、『日本秦漢史学会会報』、第九号、2008年
- 郭沫若、『支那古代社会史』（藤枝丈夫譯）、成光館書店、1933年
- 影山剛、『中国古代の商工業と専売制』、東京大学出版会、1984年
- 加藤繁、『支那経済史』、日本評論社、1940年
- 、『中国貨幣史研究』、東洋文庫、1991年
- 『舊新約聖書』、日本聖書協会、1977年
- 胡寄窗、『中國經濟思想史 上』、上海人民出版社、1962年
- 古賀登、「戦国秦漢史総説」、松村道雄ほか編『殷周秦漢時代史の基本問題』、汲古書院、2001年
- 佐原康夫、「漢代貨幣史再考」、松村道雄ほか編『殷周秦漢時代史の基本問題』、汲古書院、2001年
- 、『漢代都市機構の研究』、汲古書院、2002年
- 佐藤武雄、『中国古代工業史の研究』、吉川弘文館、1977年
- 篠田統、『中国食物史の研究』、八坂書房、1978年
- 曾我部静雄、『中国社会経済史の研究』、吉川弘文館、1976年
- 永田英正、『居延漢簡の研究』、同朋舎出版、1989年
- 西嶋定生、『中国経済史研究』、東京大学出版会、1966年
- 、『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、1983年
- 彭信威、『中國貨幣史』、上海人民出版社、1965年
- 『宮崎市定全集』3、岩波書店、1991年
- 『宮崎市定全集』5、岩波書店、1991年
- 宮崎市定ほか、『古代帝国の成立』、創元社、1971年
- 『哲学事典』、平凡社、1971年
- 山田勝芳、『秦漢財政収入の研究』、汲古叢書、1993年
- 、『貨幣の中国古代史』、朝日選書、2000年
- 渡辺信一郎、「漢代国家の社会的労働編成」、松村道雄ほか編『殷周秦漢時代史の基本問題』、汲古書院、2001年

- Amemiya, Takeshi, *Economy and Economics of Ancient Greece*, Routledge, 2007.
- Annas, *Platonic Ethics, Old and New*, Cornell University Press, 1999.
- Bentham, Jeremy, *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Methuen, 1970.
- Cartledge, Paul, "Rebels & Sambos in Classical Greece: A Comparative View," in P. A. Cartledge and F. D. Harvey, eds, *CRUX: History of Political Thought*, Imprint Academic, Vol. VI, 1985, pp. 16-46.
- Cipolla, Carlo, *Before the Industrial Revolution*, Third Edition, W. W. Norton & Company, 1993.
- Cohen, Edward E., *Athenian Economy & Society*, Princeton University Press, 1992.
- Davies, J. K., *Wealth and the Power of Wealth in Classical Athens*, Arno Press, 1981.
- Gadamer, Hans-Georg, *The Idea of the Good in Platonic-Aristotelian Philosophy*, Yale University Press, 1986.
- Garlan, Yvon, *Slavery in Ancient Greece*, Cornell University Press, 1988.
- Jaspers, Karl, *The Origin and Goal of History*, Tr. From the German by Michael Bullock, Yale University Press, 1953.
- Jones, A. H. M., *Athenian Democracy*, Johns Hopkins University Press, 1957.
- Kim, Henry S., "Archaic Coinage as Evidence for the Use of Money," in Andrew Meadows and Kirsty Shipton, eds. *Money and Its Use in the Ancient Greek World*, Oxford University Press, 2001.
- Merton, *Mystics & Zen Masters*, A Delta Book, 1967.
- Scheidel, Walter, "The Monetary Systems of the Han and Roman Empires," in Walter Scheidel, ed. *Rome and China*, Oxford University Press, 2009.
- Seaford, Richard, *Money and the Early Greek Mind*, Cambridge University Press, 2004.
- Sen, Amartya, *On Ethics and Economics*, Basil Blackwell, 1987.
- Smith, Adam, *The Wealth of Nations*, The Modern Library, 1994.
- Starr, Chester G., *Athenian Coinage 480-449 B. C.*, Oxford University Press, 1970.
- Stroud, Ronald S., "An Athenian Law on Silver Coinage," in *Hesperia* 43, 1974, pp. 157-158.
- Wilbur, Martin, *Slavery in China During the Former Han Dynasty*, Field Museum of Natural History, Chicago, 1943.

中国古典

- 『淮南子』 中國哲學書電子計劃
『塩鉄論』、山田勝美訳注、明德出版社、1967年
『管子』 上、新釈漢文大系、遠藤哲夫著、明治書院、1989年
『管子』 中、新釈漢文大系、遠藤哲夫著、明治書院、1991年
『管子』 下、新釈漢文大系、遠藤哲夫著、明治書院、1992年
『漢書』 中國哲學書電子計劃
『漢書』 中卷、列伝 I、小竹武夫訳、筑摩書房、1978年
『漢書』 下卷、列伝 I、小竹武夫訳、筑摩書房、1978年
『漢書』 食貨・地理・溝洫志、永田英正・梅原郁訳注、平凡社、2008年
『漢書食貨志訳注』、黒羽英男著、明治書院、1980年
『韓非子』 上、新釈漢文大系、竹内照夫著、明治書院、1960年
『韓非子』 下、新釈漢文大系、竹内照夫著、明治書院、1964年
『史記』 中國哲學書電子計劃
『史記』 四、新釈漢文大系、吉田賢抗著、明治書院、1995年
『史記』 八、新釈漢文大系、水沢利忠著、明治書院、1990年
『史記』 九、新釈漢文大系、水沢利忠著、明治書院、1993年
『史記』 列伝四、小川環樹・今鷹真・福島吉彦訳、岩波文庫、1975年
『史記』 列伝五、小川環樹・今鷹真・福島吉彦訳、岩波文庫、1975年
『史記平準書・漢書食貨志』、加藤繁訳注、岩波文庫、1942年
『春秋左氏伝』 中國哲學書電子計劃
『荀子』 上、新釈漢文大系、藤井専英著、明治書院、1966年
『荀子』 下、新釈漢文大系、藤井専英著、明治書院、1969年
『戦国策』 中國哲學書電子計劃
『莊子』 上、新釈漢文大系、阿部吉雄・山本敏夫・市川安司・遠藤哲夫著、明治書院、1966年
『莊子』 下、新釈漢文大系、遠藤哲夫・市川安司著、明治書院、1967年
『墨子』 上、新釈漢文大系、山田琢著、明治書院、1975年
『墨子』 下、新釈漢文大系、山田琢著、明治書院、1987年
『孟子』、新釈漢文大系、内野熊一郎著、明治書院、1962年
『老子』、新釈漢文大系、阿部吉雄・山本敏夫・市川安司・遠藤哲夫著、明治書院、1966年
『呂氏春秋』 中國哲學書電子計劃
『論語』、金谷治訳注、ワイド版岩波文庫、2001年

ギリシャ古典

- Aristophanes, 『ギリシア喜劇 II』女の議会、村川堅太郎訳、ちくま文庫、1986.
- Aristotle, *Magna Moralia*, Harvard University Press, 1935.
- Aristotle, *Nicomachean Ethics*, Harvard University Press, 1926.
- Aristotle, *Rhetoric*, Harvard University Press, 1926.
- アリストテレス、ニコマコス倫理学（上）、高田三郎訳、岩波文庫、1971年
- アリストテレス、ニコマコス倫理学（下）、高田三郎訳、岩波文庫、1973年
- Aristotle, *Politics*, Harvard University Press, 1932.
- Demosthenes, XXVII Against Aphobus, Harvard University Press, 1936.
- Demosthenes, XXXVI For Phormio, Harvard University Press, 1936.
- Demosthenes, LVII Against Eubulides, Harvard University Press, 1939.
- Isocrates, XVII Trapeziticus, Harvard University Press, 1945.
- Lysias, XXII Against the Corn-dealers, Harvard University Press, 1930.
- Plato, *The Republic*, Books I-V, Harvard University Press, 1930.
- プラトン、『国家』（上）、藤沢令夫訳、岩波文庫、1979年
- Plato, *The Laws*, I and II, Harvard University Press, 1926.
- プラトン著作集 2 『法律』、式部久訳、勁草書房、1973.
- Plato, *Laches, Protagoras, Meno, Euthydemus*, Harvard University Press, 1924.
- Plato, *Lysis, Symposium, Gorgias*, Harvard University Press, 1925.
- Theophrastus, *The Characters*, Harvard University Press, 1929.
- Thucydides, *The Peloponnesian War*, R. B. Strassler ed., Touchstone, 1996.
- Xenophon, *Cyropaedia*, Harvard University Press, 1914.
- Xenophon, *Cyropaedia*, II, Harvard University Press, 1914.
- Xenophon, *Memorabilia*, Harvard University Press, 1923.
- Xenophon, *Oeconomicus*, Harvard University Press, 1923.
- Xenophon, "Ways and Means," in *Scripta Minora*, Harvard University Press, 1968.